
令和2年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和2年9月16日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和2年9月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	7番 平野 和生君
8番 松井 岑雄君	9番 小田 貞利君
10番 新山 玄雄君	12番 久保 雅己君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

6番 吉田 芳春君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員…………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 ……… 石原 得博君	総務部長 …………… 大下 崇生君

産業建設部長	……………	中村 光宏君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	伊藤 和也君	統括総合支所長	……………	山本 勲君
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	藤本 倫夫君
政策企画課長	……………	岡本 義雄君	社会教育課長	……………	辻田 建一君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

吉田議員から、欠席の通告を受けております。

9月2日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事に入る前に、9月2日の本会議において、田中議員から質問がありました認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算のうち、定住促進対策事業補助金において、業務上横領事件にかかわる不正支出分を含んで決算した会計処理の件及び議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）のうち、社会教育課関係の指定管理施設の指定管理者に対し、公共施設維持体制持続化支援金を給付するにあたり、その相手方が国の持続化給付金を受けているか否か、この2件について、説明の上、答弁をしたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

はじめに、椎木町長。

○町長（椎木 巧君） さきの本会議で、田中議員さんのほうから決算書の定住促進対策事業補助金の591万4,470円について、決算上問題がないのかということでございましたので、それについてから検討の結果を御報告したいと思います。

協議会等に町が補助金等を交付する場合には、法令その他特別の定めがある場合を除いて、周防大島町補助金等交付規則の規定によりまして交付等をするということになっております。

支出された補助金は、公金外現金、準公金と言っておりますが——、として取り扱われておりまして、この交付規則によりまして周防大島町定住促進協議会は交付申請を行い、補助金の交付決定及び通知を受けた後に、第12条の規定によりまして令和2年3月31日に実績報告書を提出をいたしております。

通常であれば、実績報告書の提出により補助金等の額の確定による精算を行いまして、町の会計に年度内に精算額を、過大であれば精算額として返戻するということになっております。

今回の実績報告書は、当該協議会の実績報告書に添えて提出されております収支の状況の欄には今回の不正支出額が含まれておりましたので、本町といたしましてはこの不正支出額につきま

しては、第15条第1項の規定により——、すいませんこれちょっと非常にあれなんです、町と定住促進協議会っていうのは別なものですから、町のほうから定住促進協議会に、すいませんが定住促進協議会ちゅうのも町長なんです、定住促進協議会の会長である町長に対して補助金を、他の用で使用した時に該当するということから補助金の交付決定の一部を取り消して、第16条の規定により補助金の返還を命じることとしておりましたが、それが正当な方法なんです、当該の協議会による一連の経緯につきましての事情説明の中で、当時の業務に関わっていた元職員が行方不明でありまして、その時点においては捜査が継続中であり、事実関係が確定していないこと及び本件に対する要件事実から、不正支出を含めた実績報告書とならざるを得ない状況でありますということで、そういう報告があったわけでございます。

このことによりまして、町のほうといたしましては交付規則により、第15条第2項の規定により補助金等の額の確定があった後においても、補助金の一部取消しを適用することができることから今回の実績報告書を受領し、同日付で確定通知を行い、不正使用以外の不用額について精算を行ったところでございます。

その後の出納整理期間中においても、警察の捜査を見守っておりましたが、依然元職員が行方不明であったことから、令和元年度での会計処理がきちんとできないということになりました。

そうでありましたが、ようやく今会期中の9月8日に横領事件を起こした元職員が警察に逮捕されたことから、今後警察の捜査をもって全容が解明され、その時点、横領額が確定した時点で当該協議会に対して令和元年度及び過年度分の補助金につきまして、第15条の規定による交付決定の一部取消しを行うとともに、第16条の規定により補助金の返還を命じることといたしておるところでございます。

なお、会計処理といたしましては、令和元年度分と過年度分を令和2年度以降に歳入科目、歳入科目で言えば諸収入、雑入、雑入ということになるんですが、これを当該協議会から入金を行わせるものとしておりましたが、その入金の額は当然ながら、総額は仮に確定いたしましたとしてもその相手が、犯人ですが、その相手方から幾ら幾らいつ納入するという確定がございませんので、その当初の予算額のほうにはこの額を確定したものを予算計上することはできませんので、これが補填された時点で調定を起こし納入をさせるということになりますが、そういたしますと今度は、決算書のほうではきちんとした入った額が計上されるということになるということになると思います。

以上のことから、年度内に会計処理ができなかったことによりまして、翌年度以降において会計処理をするということ、また当該協議会に支出をされた補助金につきましては、公金外現金、準公金として、地方自治法及び本町の財務規則の適用を受けないということから、議員の皆様方におかれましては今回の会計処理について特別な事情であったということを御賢察頂き、御理解

を賜りたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

補足的に、定住促進協議会のほうの令和2年度以降の予算につきましては、当然今年度から、令和2年度から定住促進協議会の補助金はなくしておりますので、当然会計上はないんですが、この今の損害賠償額はずっと残っておるということでありますので、定住協議会の令和2年度以降の予算につきましては、歳入として損害賠償請求額を掲げ、これも今まだ本当に確定しておりませんので、今、令和元年度決算に上げております額が当面上がってくると思いますが、これから捜査が進んで最終的に総額が確定すれば、その額がここの歳入の損害賠償請求額に上がってき、歳出とすれば横領損害額として計上し、そこに補填ちゅうかその返還がされたであれば、今度は補助金の返還額として一般会計の諸収入へ納入するという形をとりたいと思っておりますので、御理解を頂けたらと思ひます。はい。

後のことは、そっちですね、はい。ということでございますので、どうぞ御理解頂きますようによろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 次に、辻田社会教育課長。

○社会教育課長（辻田 建一君） 9月2日本会議において、田中議員より御質問を頂いた社会教育課が所管する指定管理3施設の指定管理者が、国の持続化給付金を受給しているか否かの件について回答をさせていただきます。

社会教育課が所管する八幡生涯学習のむら、日本ハワイ移民資料館、総合体育館・陸上競技場の3施設の指定管理者においては、国の持続化給付金は受給しておりません。答弁が遅れ大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） それでは、これより本日の議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります、通告順に質問を許します。

1番、平野和生議員。

○議員（7番 平野 和生君） おはようございます。とうとう椎木町長との一般質問、最後になってしまいました。僕は町長と知り合ったのが、たしか30年前に、島にね、町長来られて、その時は旧橋の農林水産課の係長であったんじゃないかと思っております。

その当時から町長は傑出した行政手腕持っていて、もうこれはこのままで収まる器じゃないと僕は思っておりました。やっぱりね、高いところから見下ろしていたぐらい、副町長4年間、町長として12年間本当にお疲れさんでした。今後は奥さん大事にして、家族孝行と自分のために

100歳まで健康で長生きして頂けたらと思います。まだ間に合いますが、次の町長選もういいですか。（笑声）はい、やっぱりだめなようなんで、すいません、通告どおりの質問に入ります。

水害予防のための消防団活動にも出勤手当をという項目なんですけど、現在周防大島町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例には、水害や土砂崩れの発生等を予防するための出勤に対し出勤手当を支給する定めがございません。出勤手当は非常出勤5,400円、1回につき。訓練出勤3,700円、1回につき。その他の出勤2,800円、1回につきとなっております。

高齢者が多い地区では、防災においても災害時においても消防団員が頼みの綱となります。近年、毎年のように全国各地で甚大な自然災害が発生していることも鑑み、出勤手当を支給する対象に水害や土砂崩れの発生等を予防するための出勤をぜひとも加えるべきであると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、土砂崩れ対策のために大木の伐採を。近年、本町においては毎年のように土砂災害が発生し、交通網が麻痺することも多々ございます。法面が大量の水を含むと、そこにある大木が自分の重さから道路に崩落し、土砂崩れを引き起こす要因となるケースは多いと思われまして、今年も土砂崩れの多発により各所で交通網が寸断され、住民生活に多大な不便が生じたと感じております。土砂災害の発生を少しでも抑制するためには、今以上に道路法面にある支障木の伐採が必要と考えますが、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員から2点の御質問を頂いておりますが、消防団の活動に対する出勤手当につきましては、部長のほうから答弁させて頂きたいと思いますが、土砂崩れ対策のために大木の伐採をということでございます。

一昨年の7月、そして今年の7月の豪雨ということで町内各地で多数の災害が発生し、国道・県道をはじめとする主要道路だけでなく町内各所で道路の通行止め等の通行規制や河川災害が発生いたしまして、多くの方々に御不便をおかけしたところであります。現在災害復旧事業を進めておりまして、早期に工事完成を目指して一日も早く通常的生活道路としての効用や、また河川として役割を果たせるよう努めてまいります。

現在町内には872路線、総延長で何と473キロの町道がありまして、道路敷内の危険樹木につきましては、適切に管理を行っていかねばならないのはもちろんでございますが、主要道路において通行の支障となる支障木につきましては、道路維持の予算の中で計画的に伐採工事を実施をいたしております。中には、これが私有地からの支障木も見受けられる箇所もありますが、所有者の方にこれは適切な管理を行って頂くということが第一と考えております。

県管理の道路につきましては、以前から道路パトロールの際、沿線の草木などの状況も注視しながら、道路の通行に支障を来す恐れがあるものについては、順次伐採等に取り組みたいというふうに県のほうからも伺っているところでございます。また、今後も国道・県道の適切な管理について、町からも県に対して要望してまいりたいと思っております。

町道の法面の伐採等につきましては、通行に支障となる箇所について計画的に行っておりますが、何といたしましても先ほど申し上げました延長があるわけですから、全ての路線について対応できていないというのが現状ではないかというふうに思っておりますが、課題はたくさんありますが、道路のパトロールによる危険箇所の把握や防災対策に一層努めてまいりたいと考えております。

全ての法面の樹木を伐採するということが、それはまあ一番いいことじゃあると思うんですが、道路のその路側帯の雑草だけでもなかなか十分な管理ができない状況にあるわけでございますので、その法面を全ていつもきれいに管理するちゅうのはなかなかできない、難しいことだと思っております。しかしながらパトロールは充実しましてできるだけ道路パトロールの中でその支障木や、例えばその木が大きくなり過ぎておって法面に影響が出るようなというものについては、全部というわけじゃありませんが、危険度に応じてこの支障木の伐採等行っておるということでございますが、やはりパトロールを一番充実するというのがこれからの課題ではないかと思っております。

後ほどの別の議員さんの中でも出ておりますが、やはりこの町道路線、または町道の台帳、そして河川の台帳できちんとパトロールをし、そしてチェックをしていくということで、その支障木があるところを重点的に管理を進めていくということが現実的なことではないかと思っております。

できるだけそういう法面に生えた木が大きくなって、それがこの土砂崩れを引き起こす要因になるということのないように、適切な管理をしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 次に、平野議員さんの、水害や土砂崩れの発生等の予防も消防団活動として出動手当を支給すべきとの御質問にお答えいたします。

消防団は、自分たちの町は自分たちで守るという自助・共助、地域に対する自発的活動、地域福祉の精神を趣旨とした組織であり、消防団員におきましては、本業を持つ傍ら任意で入団し、これらと同様の精神をもとに活動に取り組んで頂いております。

一方、御存知のとおり消防団は、法・条例等で定める公的組織でもあり、その活動は公務として扱われ、消防団員の立場についても非常勤の地方公務員として位置付けられており、これらの自主的活動・自発的精神と公的立場の相互を十分理解した上で、消防の使命達成及び地域消防力

の向上に努めて頂いていると認識しているところでございます。

現在、消防団員の出勤手当の支給基準といたしましては、火災、風水害、その他災害などに対して支給する非常出勤と出初式、防災訓練、各支部訓練などに対して支給する訓練出勤、年末年始夜警、条件がございまして行方不明者捜索などに対して支給するその他出勤の3つに区分されております。

平野議員さんからの御質問にございますように、毎年、甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、本町におきましても7月豪雨災害では、地域によってはこれまでに経験したことがない豪雨に見舞われ、大きな被害を受けました。

そういった状況を踏まえ、水害や土砂崩れの発生等を予防するための出勤も手当支給の対象にすべきではないかということでございますが、やはり消防団の活動は先ほど申し上げましたとおり、非常出勤、訓練出勤、その他出勤に対して支給することを基本と考えており、災害等の予防という広く解釈されるような項目を明記することは現時点では考えておりません。

しかしながら、近年の災害を見ますと想定外の事態がおきており、風水害等の出勤による非常出勤の延長として、新たな災害等の予防という考えではなく、様々な状況にもよりますが、災害対応という運用も考えていかなければならないのではないかと考えておりますので、御理解を頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） ぜひとも、その精神論も僕も分からんことはないんですよ。奉仕の心というか、でも最近の若い人はなかなかね、そういう意識がないんじゃないかと思ったりするわけですよ。

できるだけそういうのも、本真の災害を防ぐということが一番じゃから、もう起きた後じゃ消防団も何することもできんのでね。山道走っとったら分かるんですよ、あれだけ雨降ったらものすごく、道路が川になってしもうて一番弱いところに行ってあんな大きな土砂崩れが起きるわけですから、ぜひとも幅広い範囲でその消防団の出勤手当を出して頂くようお願いするものであります。

それと、道路面の法面の伐採なんですけど、去年、中電に行ってきました。高圧電線の上に大きな大木があつて、これいつか倒れるよ、倒れたらもううちのところでイワシ網の操業しとった場合はもう大ごとになるから切ってくれと。

そしたら、担当者が1階に降りてきて、僕はもうすぐ異動なるかもしれないので後の人に伝えておきますって言ってそれっきり。ねえ、役場のほうから言ってから中電のほうにも強く言って、そういう大きな電線の上にあるような大木は切って頂くように要望してください。

以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私も任期最後の一般質問ということで、これまで、時には青筋を立てて、頭から湯気を出しそうになりながらエキサイトしたこともございますが、ひとつお許しを頂きたいと思います。

今日の最後の質問は、穏やかに実りのある質問にしたいと考えておりますので、誠意ある前向きな御答弁をお願いいたします。

まずとは言いつつ、前回の定例会で一般質問いたしました消防団員の報酬の支払いについてお尋ねをしたいと思います。これ、既に結論を得たことと受け止めておりましたので、再度この場で質問する予定はなかったのですが、ちょっと現場において多少混乱を生じるようなことがあったということでもありますので、ここで改めて確認ということでお尋ねをさせて頂きたいと思います。

簡単に要点のおさらいをいたしますと、前回の一般質問におきましては、消防団員の報酬の支払い方法につきまして総務省の指導では団員に直接支払うべきものとされているが、本町では委任により分団への支給となっているため、町としては幹部会議を経て来年度から統一的運用をするという、1回答弁がありました。

そうしつつも私からの再質問では、不適切な現状を改善するためにその対策として、団員への直接支払いを選択制とすることは、すぐにでも直ちに実行すべきことであると、実行できることではないかという趣旨の質問をさせて頂いたところではありますが、これに対しまして指摘のとおりであり、各分団の判断で直接支払いもできると考えているという御答弁があったものでございます。

ところが、その後に行われました支部の会議におきまして、この議会答弁とは異なる趣旨の説明があったということでもあります。公式な会議でありますので、よもや議会答弁と異なる発言がされるようなことはないと思っておりますが、改めてその支部の会議におきまして、消防団員の報酬の支払いについてどのような御説明がされたのか、事実に基づいて正確に御答弁をお願いいたします。

次に、町ホームページについてお尋ねをいたします。

ホームページのユーザー、すなわち情報を求めて閲覧する人にとって使いやすいホームページにするにはどうすればよいのか、基本的なことではありますがこの場で少し議論してみたいと思います。

まず、ホームページの作り方とか見栄えとか、それがどうこういうような、ホームページの

あり方を断片的に議論するのではなく、まずはその基本となります広報のあり方、これを再認識する必要があると考えております。

広報と言いましても、単なる情報伝達的手段として広報を捉えるのではなく、広報がもたらす成果まで想定して行う、いわゆる戦略的広報が必要であると考えております。すなわち情報を発信すればそれで終わりということではなく、発信した情報が受け手にきちんと伝わったかどうか、そしてその伝わった情報が生かされているかどうか、そこまで確認しなければならないものであると言えます。

そして、その情報が生かされることで情報の受け手側にどのような変化がもたらされたのか、そこまで確認することも含めて広報的手段を検討しなければならないものと考えております。

受け手であります町民をはじめとするユーザーに変化を生み出すこと、すなわちその受け手側に何らかの変化をもたらす効果のある広報を行ってこそ、行政が公金を使って行うべき広報であり、戦略的広報として今の時代の広報に求められていることでもあると言えます。

そして、この戦略的広報を進めるにあたりましては、ソーシャルメディアの活用は欠かせないものでありまして、そうした観点から本町におきましても既に現在運用しておりますホームページやフェイスブックこうしたものの構造、そして運用方法について検討を進めることが必要と考えられます。

このような戦略的広報の理論を考える一方で、情報発信すら決して十分とは言えない現状、現実を比較いたしますと、その乖離の大きさを考え現実的な議論も必要かとも思われますが、周防大島町誕生して16年間、ほとんど変化がないと言っても過言ではない周防大島町公式ホームページも、今回の補正予算で一部改修に手を付けられることになるようでありますので、それは歓迎すべきことと受け止めてはおりますが、表面的な改修改善、すなわち単に今どきのデザインに合わせたホームページにつくりかえるというようなことではなく、先ほどから申し上げましたような戦略的広報を進めるための一環としてのホームページやフェイスブックとなるよう、この際、職員の意識改革も含めた広報の改革に取り組むことが必要であると考えております。

ユーザーにとって求める情報が得やすい、そして使いやすいホームページにすることが基本であることは言うまでもありませんが、肝心なのは情報提供によって町民の生活にとってどのようにプラスになるのかということでありまして、そのためにはその情報がどのように使われてそして生かされたのかを確認する、そのためのモニタリングの意識を持つ必要があります。そこは基本に立ち返り職員の情報に対する意識向上が不可欠であるとも言えます。

フェイスブックやツイッターのアカウントをお持ちの方も多いたと思います。公式サイトを使って、例えばSNS版で町長との対話室などを設けて、広く町民の方の声、町の課題を収集し、生活環境の改善につなげていくなどの取組も必要ではないかと考えられます。

今回の補正予算の範囲に限らず、町の顔とも言えるホームページにつきまして、戦略的広報への取組という視点から、将来的なものを含めてホームページの改修改善の方針、そしてソーシャルメディアを活用した広報のあり方について、町の認識や今後の構想について御答弁を頂きたいと思っております。

それでは、3つ目の最後の質問になりますが、地域猫活動についてお尋ねをいたします。

この周防大島町では、昔から普段の風景として猫が地域の中に溶け込むように存在しておりますが、近年飼い主のいない猫が引き起こすふん尿や鳴き声などの問題が顕在化している実態もあります。

一方で、猫が増えることで結果的に不幸な猫を生み出すことを防ぐために、不妊去勢手術などに犠牲的努力を払って取り組まれている活動があることも事実であります。現実にはこれらの活動は個人的な活動としてその効果も限定的にとどまって、それがゆえに猫を迷惑動物と感じる人や無責任な餌やりを行う人との対立構造を生みつつあるという問題も、一部では見かけられるようであります。

そこで、この野良猫問題を単なるふん尿被害等の個別の問題として捉えるのではなく、猫をキーワードとした地域づくりの対策として捉えたものがこの地域猫活動であると言えます。

この地域猫活動は、平成24年に環境省が野良猫の頭数削減に効果があると認めて、官民上げて推進を図るよう方向性が示されたものでありまして、その対応は様々であります。全国各地で取り組まれているものであります。

この地域猫活動は、地域住民、活動ボランティア、そして行政の三者の協働が機能するかどうか重要なポイントとされまして、単なるお困りごと解決の手法論ではなく、地域の理解を得るための仕組みづくりが極めて重要なものであります。

そして、野良猫問題が地域全体の問題として意識づけができなければ、問題の解決にはつながらないものでありますので、まずは活動のフレームをつくるために行政が中心となって具体的な議論を始める必要があると考えております。この野良猫を迷惑な存在として排除するのではなく、地域づくりのための地域資源として生かすことができるものと考えております。

野良猫問題に限りませんが、迷惑な存在を排除するのではなく、寛容性と包容力により心のゆとりや優しさがある成熟した地域とすることは、人にとっても住みやすい地域になるものと考えております。

動物が不幸な地域は人も不幸であるという言葉がよく使われておりますように、地域猫活動に取り組むことは一義的には猫に関するトラブル解決のためではありますが、この活動に地域内における共同体制で取り組むことは、他の地域課題解決においても必要であります。地縁づくりとか地域のネットワークづくり、そういったことのベースを構築するための一つのモデルにもなると

考えられます。

そういう意味から、地域猫活動を推進することは地域の成熟度を高めることにほかならないものでありまして、共生の仕組みを生み出し、対立構造を解消することにより住民自らの手によって自分たちの住む地域を住みよい環境にするという側面もありますし、結果的に猫を介して人と人との相互扶助による地域福祉の向上にもつながるものと考えられます。

この地域猫活動を成功させることで、もともとこのすばらしい自然環境に恵まれたこの周防大島を、優しさにあふれた成熟した地域社会にすることができれば、誰もが住みやすい地域、誰もが住みたい地域にすることも可能であると考えます。

現在は、コロナ禍にあつて殺伐とした社会になる傾向もありますが、そういう時だからこそ定住対策を最重要課題と捉える周防大島町だからこそ、誰もが住みたくなる地域づくりを目指してそうした内面を磨く取組に今こそ全力を挙げる時であるとも考えております。そこで、このような観点からこの地域猫活動についての町の認識や取組姿勢をお聞かせ頂きたいと思ひます。

また、意識啓発に始まり協働の仕組みづくりや活動支援の施策も必要不可欠であると考えられますが、まずは行政としての取組姿勢を町民の皆様にお示しすることが必要と考えられるものがありますし、そのためのガイドライン等の策定などとともに、不妊去勢手術費の補助や広報活動に関して相応の予算充当も必要であると考えられます。

もちろん、実効性のある事業とするために、しっかり官民協働及び専門家を交えての議論を進めながら実効性のある制度にすることも必要ではありますが、まずは一歩足を踏み出すことが非常に大切なことであると言えますので、現段階で来年度の予算化に向けての具体的な方向性も含めて、今後の方針について併せて御答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員から、3点にわたる質問を頂きました。

消防団員の報酬の支給方法につきましては総務部長のほうから、猫の活動につきましては環境生活部長のほうから答弁させていただきます。

私のほうから、町のホームページについての御質問でございますが、1点目の町のホームページに関する課題についての認識や運用の方針についてということでございますが、本町のホームページにおきましては、常に新しい情報、確かな情報、そして分かりやすい情報を伝えるための情報発信に努めているところでございますが、情報量やデータのコンテンツが増大いたしまして、ホームページの利用において、知りたい情報や利用者が求める情報にたどり着くまでの時間を要するなど、情報の整理が課題となっている状況であると私たちも認識をいたしております。

ホームページの運用につきましては、ウェブサイトの構築に適したコンテンツ管理システムに

よる統一されたデザインを体系的に管理することで、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成や更新など、管理につきましては、担当課が、それぞれ情報発信を行うことができるような運用となっているところでございます。

ホームページを、分かりやすく使いやすく改善することは、町民の皆さんをはじめ、ホームページを見て調べる時間の軽減にもつながるということから、ホームページの改善につきましては、発信する情報を含めて分かりやすい使いやすいホームページとなるよう、先ほど議員さんからもお話がありましたように、今年度におきまして、システムの改善点も含めながらホームページの改修により対応できるよう必要な見直しを行ってまいりまして、誰でも容易に分かりやすく案内、検索ができるホームページの運用に努めてまいりたいと考えております。

私のほうにも、いろいろ使い勝手が悪いというようなお話が入ってきておりますので、その点を少し申し上げたいと思いますが、やはりホームページの中から必要な情報をきちんと探すのがなかなか苦勞しておるといってお話もあります。

また、これはホームページ、どこも統一的なものは各自治体ともないと思いますが、特に周防大島町の場合で言えば文字が多くて視覚的なアピールが欠けるのではないかというふうなことも言われております。言うなればやっぱりデザイン性をもっと高めてはどうかという提案も頂いてるところでございます。

それと、例えば例規集がこのホームページから検索ができないとか、ほかにもいろいろ、例えば町のフェイスブックも出ておりますがフェイスブックにすぐにたどりつけないとか、いろいろそういう苦情と言いますか、やっぱりそういうとこ改善したらどうですか、というふうな提案も頂いてるところでございます。各市町、各自治体のそのホームページも私もちょくちょく開けてみますが、そういうとこで、こういうとこは確かに参考にしたらいいなということもありますし、またそういう中で、町のほうでもまだこういうとこを載せたらいいなということも、自分自身でも感じてるところもたくさんあります。

やはりいっぺん載せてしまうと、なかなかそれを削除する、除けてしまうということがなかなか難しいという部分もあると思うんですが、それをできるだけ新しいデータは、そのホームページの表からすぐ検索できるようにしたらいいと思いますが、やっぱり古いデータも必要な場合もありますので、それらをひとつ裏で検索ができるというような形にするのも必要なことではないかと思えますし、将来的なことではございますがこのような議会のネット中継というのもちょうこちで始まっておりますが、そういうことも将来的には考えなければならないでしょうし、これはユーチューブであれば結構やっておられるところもあります。

そしてまた、町も当然ながらこの議会の中継はケーブルテレビではやっておるわけですが、最近のユーチューブでこれは議会のネット配信をやっているとこもたくさんあります。

また、予算書等膨大なものでありますが、そういうものが例えばこのホームページから見れるというのも、みんなが見るかどうかわかりませんが——、そういうことも必要なのかなというふうに思っております、そういうことも私のほうにもいろいろ提案的なお話も頂いておりますのでございます。

次の、2点目のソーシャルメディアを活用した広報についての認識ということでございましたが、インターネットやスマートフォンの普及拡大が非常に大きく進んでおります。SNS、いわゆる、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用する人が増加をしております。パソコンが苦手な方やシニアの方向けの簡単な操作により利用が可能なタブレットも登場し、多くの世代においてソーシャルメディアは生活に欠かせないものとなってきつつあります。

本町では、ソーシャルメディアを利用してより多くの方にお伝えするため、フェイスブックや動画共有サイトのユーチューブを活用した情報発信を行っております。

災害時における避難情報をはじめとした災害情報の発信手段といたしましては、ホームページを始め、防災メールや防災行政無線に加えて、フェイスブックを活用した情報伝達に努めているところであります。

また、ソーシャルメディアは広域情報発信として、即時性・情報の拡散力に大変優れておりまして、ホームページ以外の情報発信手段として今後も運用を充実してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

広報を行うと、今度はその情報を受け取る側の立場をどういうふうに考えるかということも大変重要になってまいります。議員さんがおっしゃられた戦略的な広報をもっと考えるべきだということではありますが、またもう一方、この広報のビジュアル的な見た目も非常に大事なことになるのではないかと思っております。

そして、御指摘いただきました職員の意識改革ということでございますが、周防大島町の場合、各課でホームページに載せる分野は各課で載せるということになっておりますので、それがいい面とまたはよくない面と両方があると思うんですが、ただ小さな自治体でありますのでどこかでひとまとめにして全ての情報を集めてやるということになりますと、またそこに相当な人の手もかかるということもありまして、今それぞれの担当課が情報発信をするということになっておりますが、ここらの情報発信の方法というのも研修がもっと必要なのかなというふうな感じもいたしておりますのでございます。

議員さんから提案のありました情報提供が本当にプラスになっておるのか、効果があつておるのか、そういうモニタリングも必要なのではないかとございまして、なかなか難しい問題だなというふうにお聞きしたわけでございまして、受けた側がどのような状況なのか、または受けた側がどのようにプラスになっているかということも気になるころではございまして、

そういうことも含めて町のホームページの中には町政への提案という項目もありますし、また町政の提案の中を通じてそういうこともくみ取っていかねばならないと思いますし、また町政の提案の中には、まだこういうことを自分としたら町のほうに提案したいんだと、例えばもう少しこういうところを改善してほしいと要望したいんだということがまだまだ、今、町政の提案の量からすると非常にまだ少ないのではないかとこのようにも感じておるところでございます。今後そういうこともできるだけPR広報をして、多くの皆さん方から気軽に町政への提案等が受け付けられるように、そしてまたそれをできるだけ町政に、また反映できるようにしていくのが一つの方法ではないかと思っておりますので、またそういうことも含めて今回のホームページの改修と手直し、見直しをやろうとしておりますので、その中でできるだけそれが実現できますような取組をしてみたいと思いますので御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 次に田中議員さんの、消防団への報酬支給方法についての御質問にお答えいたします。

第2回定例会の一般質問で、消防団員への報酬支給方法について御質問をいただき、町消防団として一律ということではなく、各分団の運営上などの実情を考慮し、まずは各分団の中で御検討いただき、各分団の判断により、支給方法を決め適切に対応したいと答弁させていただきました。

その後、11月に開催予定の消防幹部会議で議題に上げる予定としておりましたが、9月11日に支部団長会議を開催し、消防団員への報酬支給方法について、御協議いただいたところでございます。

この支部団長会議において、報酬の支払方法は町消防団として統一した支払方法ではなく、各分団の運営上の様々な実情を考慮し、まずは各分団の中で御検討をいただき、各分団の判断により、今までのとおりであれば分団長へ委任状を提出していただき分団名義の口座に、分団員個人に振込む場合は口座振込依頼書を提出していただいた上で分団員個人名義の口座に振込むことに御理解をいただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） それでは、田中議員さんの地域猫活動についての御質問にお答えいたします。

野良猫への餌やりなど一部の方の無秩序な行動に端を発するふん害や鳴き声などにより、公衆衛生の悪化に関する住民からの苦情については年々増加傾向にあり、町としても大変に苦慮しているところでございます。

また、先般、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、保健所による一般住民からの所有者不明猫の引取りに関してハードルが高くなっているという実情もあります。このように地域の

実情、さらに法律的な環境の変化に対応するために従前より一步踏み込んだ対応を行っていかなければならない必要性に迫られているということは十分認識しているものであります。

御質問にある地域猫活動については、国・県も推奨しており、町としてもこの問題を解決するための有力な手法であると考えておりますので、今後、柳井環境保健所及び獣医師会との調整、あるいは先進的な取組を行っている他市町や団体などの意見を参考にしながら本町の実情に合った方策を探りつつ要綱の制定や予算計上など必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

また、具体的な方策については、先ほどの田中議員さんのお話の中にもございましたが、ほかの自治体の例によると基本的には不妊または去勢手術に対する助成の交付という内容のものが中心となっております、現時点においてはそれと同様なものを考えております。

なお、地域猫活動は全国各地で取り組んだ例はあるものの、成果が出るまで一定期間を要しますし、トラブルに発展するケースも報告されておりますが、本町においては将来、飼い主のいない猫を減らすことにより野良猫に関する被害を減らしていき、この活動を通じて本町が住みよい地域になるように取り組んでまいります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 30分経過で、初めて60分使わずに終わりそうな感じなんですけど、どうしようかと思ひよるんですけど、ちょっと自分としちゃ許されんことなんですけど、今後の答弁次第で。

消防団の報酬についての確認なんですけど、今の御答弁によると支部団長会議では各分団で検討いただきたい。議会での答弁に基づいた説明がされたというような答弁に聞こえたんですが、実際に支部の方が直接支払いをしてほしいと言ったけど、それは幹部会議を待たないとできないというような回答だったと、だから支部団長会議の時点では直接支払いはできませんという、議会答弁とは異なるような説明だったということなんですけど、そういうことではなくて、要するに現時点、今日の時点で各分団から各分団が検討した上で各分団の判断として直接支払いをしてほしいと申出があれば直接支払いが実行できるという捉え方でよろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問ですが、今日からどうかという話だと思いますが、今、今後のスケジュールから支部団長会議で今協議して、それから各支部に今そういう様式とかそういったものを今後持って帰っていただいて、その個人の振込をする場合にはその振込依頼書とか、そういった様式等を各支部から下におろしていただいて、それを町のほうに提出していただくと、そういうふうに今考えており、実際には10月の支払いには間に合いませんので、来年4月からそういったことをやるということで支部団長会議でも了解をいただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 前回の6月議会の答弁からすると、その手続的なスケジュールは別にして、町の取扱いとしては私としてはその議会があった後、すみやかに選択制ができると、ちょっと読んでみます、6月議会の質問の内容。消防団員報酬支払方法について、町としての決定は幹部会議を経て新年度からというプロセスを経るということ、これは最初に答弁があったんですが、再質問ねこれ、現状として分団への支払いか団員への直接支給を選択制とすることはすぐにも実行できるはずではないかという私の質問に対して指摘のとおりだが、町消防団として一律ということではなく、各分団の実情を考慮し各分団で御検討いただき各分団の判断であり、分団長に委任しない場合は直接支払いもできると考えているという御答弁があったということなんで、確かに様式を配ったり出したりという、そういうスケジュールは別にして、制度としてこの時点から直接支払いか委任か、それは選択できますと考えるのが普通だろうと思うんです。

だけど、その後の支部団長会議において、いや、それはできませんと、幹部会議の決定を待たないと、これはだから最初の答弁で私にももらったことですよ。幹部会議を経ないと制度は変えられませんということだったんですが、いや、その幹部会議に決定を委ねるのではなくて、結局直接支払いするべきだというのはもう国の指導なんですから、どこにも委任で支払うべきだという文言はない、制度上はそういう制度はないけど便宜上、町がそういうふうになっているだけで、それを改めることはすぐにもすべきことではないんですか、ということで質問をしたわけなんで、それでおっしゃるとおりだという答弁だったんで、そのときから速やかにそういう制度に改善できるはずだというのが当然の解釈だろうと思うんですが、じゃあ今日から直接支払いにしてくれと言ってできることじゃないというのはよく分かっています。そういうことを言っているのではなくて、制度として今日時点から直接支払いもこれまでどおりの委任も選択制として実施できますと、制度を是正するわけです。当たり前の姿に変えるということなんで、すぐにもできますよねということを確認したんですが、来年の4月からというのは意味が分かりません、何で来年の4月まで――、手続はいいです。実際は来年の4月からでもいいんですけど、今現時点で直接支払いか選択制かそれはその2通りに選択できるということは実行できますよね。そういう扱いでいいですよということを知っています。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 来年の4月からというのが消防団報酬の手当が、報酬月が年2回あっておって、4月と10月と、それで手当の場合には4月、7月、10月、1月となっておるわけです。前期の報酬が10月下旬、それから2期分の最後の残りが来年の4月で、年2回に分かれておるので、来年から今から準備していったら来年にはできますという話でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だから、実際の支払いがどうこうということを私は言っているんじゃないで、制度として今までは委任の支払いでしたと、私の受け止めは6月議会で御答弁があったんで、じゃあそれは是正しますということで、その後で手続上の問題でとか、支払いの今みたいな手当は2月に1回とかそういうのがあるからすぐに今日からというわけにはいかんけど、その手続の機関を経てできるところから速やかに変えていきます、是正していきますということになると思うんです、実務的には。ただ制度として、ここまでは委任の支払いでした、その指摘を受けて、それはやっぱり国の方針に従うべきだという御答弁でしたから、それで国の指導に基づいて本来は直接支払いにするべきじゃけど、実態も考えて分団の判断で直接支払いか委任の支払いか選択するようにしましょうと、選択制にしましょうということにこの時点から変わると、もう変わっているということでもいいんですよ。だから、それを幹部会議の判断とかそういうことは支部会議で言うべきことじゃないし、もうその制度が変わっているんだと、じゃあ必要な手続があればそれに基づいてやってくださいというのが当たり前じゃないですか。それが私は6月議会の時点じゃと考えておるんじゃないけど、執行部はそれは少なくとも9月の支部団長会議の時点では、それはまだ、今までの制度が続いているんだという説明だったというから、それはおかしいじゃないかということをお願いした。（「今はどっちでも、直接支払いもできるし、委任でもできるとなっている」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 今の話ですが、そういうふうには後は選択制みたいな感じになるということ幹部会議に周知をしたと、そして御理解いただいたということでございます。この前の議事を踏まえて、その後、消防団の幹部会議においてもそういったことを今後は区長がしていきますということで、区、支部において支部団長に周知とこれからのスケジュールとかお願いごとをしたわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 分かりました。

もう1回だけ確認させてください。現時点というか、だから6月議会の終わった後、もう既に制度としては変わっていると、今までの委任支払いが直接支払いと委任支払いに選択制になったということでもいいんですよ。そこだけちょっと答弁してください。そのときに変わっている、だから手続は別にして、いつ支払うようになるかとかそういう書類を送ったりとかいう手間は別にして、その時点で変わっていますということを明確に御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 今、田中議員さんから6月の議会で制度がはじまっておるんじゃないかという確認の御質問だったと思うんですが、当然国からの指針とかそういったものは直接払

うべきものだというような通知も来ております。しかしながら、町がやっぱり消防団という組織がございますので、その最初の答弁のところにおいてもやはり11月の幹部会議等でも御意見等を聞きたいというふうな話をさせてもらって、それを先ほど一番当初の9月11日に時期を早めまして団長、支部団長にお集りいただきましてこういった御説明をさせていただいたところがございます。

ですので、その前の多分支部会議か何かでそういった——、言い方がちょっとまずかったかも分かりませんが、多分そういった誤解があるかと思いますが、ただ現時点では団長さんにはそういった御理解をいただいて進めていきたいということになっておりますので、ちょっとそこは御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに手続的な問題を言いよるだけで、極端に言えば本人に直接支払うというのが原則ですから、反対に分団長に委任してその分団の口座に入れてもらいますというほうが反対に言えば原則から外れちよるわけですから、それは町のほうとして極端に言えば個人個人に払いますというのが決定事項なんです、それは当然ながらそれは国の方針ですから。だけど、それは手続上は今までやっておったことが、がらりと変わるわけですから、ですからそれは幹部会議や支部団長会議にも諮ってやらないと、その手続をすばっと目の前でできるわけじゃないということで、それで11月の幹部会議で話しましょうということにしておったんじやが、9月11日に支部団長会議が開催できたから、そこで説明したということです。

ですから、支部団長会議で決定したことをさらに幹部会議で決めにゃいけんというふうなことはないわけです。なぜかというとならんと団長と支部団長は支部団長会議に出ちよるわけですから、当然ながらそこで決めたことが幹部会議並びに支部団長会議の決定であり、それは決定というよりも決定権は町にあるわけですから、町が今度は個人に払いますと、そしてその変則としてから分団長に委任状を出したところには分団長に払う。ただ、ばらばらにしてもらっちゃ困るから、それは分団でまとめてくださいということは言っておると思います。

ですから、決定がいつかと言われたら6月に言われたその後に決定したから、この9月11日の支部団長会議を開催したと、そこで説明した。そこで了解を取らんにゃできないちゅう話じゃないじゃないですか。了解じゃなくて、それはうちのほうでこういうふうに決めましたから、手続的に、例えば分団ごとにそれぞれこういう手続にしてくださいということを説明しただけですから、ですから今、部長が言ったようにただ10月の支払いまでには間に合はんかも分からんから来年になるかも分かりませんということであって、決定がいつかということはもう既に決定されているというふうに理解いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それを最初に言っていただければそれで済んだ話なんですけど、既に制度としては正規な手法が取れるように変わっていますということで、安心しましたというか、別に来年度からやらなきゃいけないということじゃなくて、手続に時間がかかるからすぐにはできませんというだけの話。分かりました。

それと、ホームページのほうに行きますが、やっぱりいろいろ問題点は認識されているようですが、まずちょっと予算で聞きゃよかったんかもしれませんが、今年度のこの間の補正予算に出された予算では、ちょっとどこまでできるのかというのが心配というか分からないんですが、当面、来年度以降も予算付けしてやられるのかもしれませんが、その辺も含めてどこまで今のホームページから問題点を解消して新しいホームページにされようとしているのか。さっきの質問でも申し上げましたが、単にトップページを変えて中は一緒というのでは意味がないので、その辺を簡単に結構ですので御説明をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 田中議員さんからの御質問にお答えいたします。

今年度のホームページの改修業務でございますが、まずホームページのトップページをカテゴリー別に整理することで、より見やすく情報が検索しやすいように画面をリニューアルすることを計画しております。町の魅力である自然等いろんな情景がアピールできるよう視覚的訴求力の高いデザインに改修するとともに、併せて現在普及が進んでおりますスマートフォンなどの画面にも対応できるような、レスポンスデザインにも対応していくこととしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御答弁だとトップページを変えますという、さっき私が言ったようなことにとどまるようなんですが、じゃあそれ以降、将来的にはというか、来年度以降は、今年度でもいいんですがそれは、今後のトップページを変えた後、どういうふうにされる予定なのか、御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの今後のホームページをどのように運営していくのかという御質問にお答えいたしたいと思います。

これまでは、窓口や電話や紙媒体で対応していた町民に向けた広報と、手続など、オンライン上で情報提供するということが主な目的でございましたので、わかりやすい情報提供のためにユーザビリティを管理しやすい仕組みのためのコンテンツ管理システム（CMS）の導入により、担当課それぞれが情報発信を行うことができる運用としておりました。

これからの自治体のネット活用には、住民向け広報活動以外にも、ネットを活用したオリジナリティも求められており、現在の自治体サイトをより効果あるものに、また効率的に運用できる

ものにクオリティを上げていくことは重要なことだと思っておりますので、そういったことも含めて、運用を充実していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっとさっぱりわかりませんが、私が言うのはね、今から検討していくんでしょうけど、結局、抜本的につくりかえる気があるのか、それとも、表紙だけ取り替えるので終わるのか、端的にそこだけで結構です。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

本町のホームページにつきましては、現在、運用経過中でございますので、今年度の改修につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、まずは、トップページを充実していくということを重点としております。（「そりゃあ分かっちゃる」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まあ、答えられないということなんでしょうから、また、来年度以降か、トップページの改修を見て、また議論したいと思いますが、1つだけ、やっぱりいろいろ予算の関係とか人員の関係とかもあるでしょうけど、やっぱりこれは、使うのは町民の方とか外部の方、行政以外の方が見るものだ。

もちろん行政の方も見ますけど、そういうものである以上、やっぱり外部の目、意見、このホームページに対して、そういった外部の目を反映できるような、それをなんか仕組みづくりというのが、今後は必要になってくるんじゃないかなと。

決算のときも申し上げましたが、やっぱりね、評価、どういう評価がされているのか。検証が必要だと。そこが一番重要なところで、自己満足で終わってはならないと思います。

そのためにはやっぱり、しっかりその外部の意見とかをこのホームページで、例えば端的な話使いにくいねと。なかなか探す情報にたどりつけない。そういったところに1つの大きな問題が、これは自治体共通の課題かもしれませんが、特に、周防大島町の場合は盛りだくさん。端的に言ったら、デザイン性の問題もあるでしょうけど、ほかの自治体を見ると、きれいな移動販売車のような感じなんですけど、周防大島町を見ると、トラックに荷物が山積みになっていると。どこからどれを出していいかわからんというようなホームページだと。

失礼な言い方ですけど、そんな感じに見えるんで、ぜひそれは、やっぱり外部から見たときに、どういうふうに見えるかというのをしっかり情報収集して、それを、ちょうど今から改修するなら、ぜひそこへ外部の意見というのを取り入れて、検討の材料として取り入れていただきたいと思います。その辺の仕組みづくりについて、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 非常にソフトの中身の話を御質問いただいておりますから、先ほど、議員さんがおっしゃられたように、例えば、デザインがあまりよろしくないねとか、読みにくいねとか、要するに、情報があまりにもたくさん、ぼつぼつ出てきてしまって統一性がいいねとかいうようなことは、それは、外からの意見を聞くまでもなく、いろいろそういうふうに言われているところもたくさんありますから、それらはできるだけ、今回の改修で直していきたいということですが、今どういうことを直しているんかという話になりますと、当然ながら、今のホームページを管理しております企業と一緒にあって、いろいろなことを今、協議しているわけですから、今、こことこことここをこういうふうにするんですよということが申し上げられないということではあります、先ほどから何度も申していますように、いろいろの見る方々、受け手の方々、その方々から、ああ、ここはなかなか見にくいとか、これが出てこないとか、私自身が探しても、例えば、町の指定管理施設を探そうと思っても、なかなかたどりつかないということは自分自身でも感じておるところでありますので、そういうことが、もっともっと簡単にアクセスできるよう方法とかというようなことは、私もこの改修する会社のほうに、この間、打ち合わせがありましたので申し上げたんですが、そのようなこともあります。

ただ、今、議員さんが非常に大きな形で言われますので、なかなか、そこはちょっとどうかなと思うんですが、例えば、受け手側がどのようにプラスになっちゃうんか、マイナスになっちゃうんかということを中心にモニタリングしたらどうかということでございますので、何かモニタリング、企業にでも頼んでからやってもらおうかというぐらいのことになりますから、なかなかそこまでは、町のことでそう簡単にはできないと思いますが、理想的なお話でございますが、しかしながらそういう提案も、または皆さんからの御意見もお聞きしながら、ホームページをできるだけ、デザインも読みやすさも、そして、いろいろな情報にすぐたどりつけるような方法とかいうことも踏まえて、ある程度わかっているところはそういうことなんです、それ以外にもあると思いますが、ぜひとも、これだけ、14名の議員さんがおられるわけですから、議員さんとか行政職員が、やっぱりアクセスするのはたくさんおるといいますし、また町出身者で、しょっちゅう町のホームページをあけていただいておりますという方もよく耳にすることがあります。

そういう方々の意見もちゃんとお聞きしなければならないと思いますが、いずれにしても、議員さんからも、ここはどうか、これは見にくいだよというようなことを、ぜひとも御提案をいただけたらと思います。

町政への提言というこのコーナーもありまして、そこへ書いていただいても結構ですが、なかなか、その提言のコーナーには、こういう、このホームページがどうだこうだというところまで書いてあることは非常に少ないんですが、ぜひとも、そういうところにも書いていただけたらなと思います。

今ここで、課長のほうから全般的な、どういうことを直すんだということが明確に言えないというのは、まさにハードな事業でないわけですから、例えば、どこの町道を改修するんだというのであれば、何メーターやってから、どこに側溝をつけて、どこに擁壁を作るんだというふうにすると思うんですが、そういうソフト事業でありますんで、そういうことも踏まえながら、この中身を、どういうところをやっていったらいいのか。

また、田中議員からもぜひとも、そういう御提言をいただきながら、皆さんに本当に親しまれるような、また、アクセスしやすいようなホームページにつくり上げていく。そのための予算を計上しておるわけですから、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） モニタリングとか予算がかかるのはもう当然なんですけど、そこまでやるかどうかはまた別問題なんですけど、私が言いたいのは結局、そういう意識を持つことが重要ですよということだけ申し上げておきます。

やりっ放しにならないよう、ちゃんと評価の目まで意識して、ちゃんとつくって仕事をしてくださいよということを申し上げたいと思います。

やっぱり60分になってしまいましたけど最後に、地域猫について、1点だけお尋ねをいたします。2点か。

予算化に向けて検討いただくということで、ありがとうございます。

その予算化というのが、当然、私は来年度予算ということで受け止めておりますが、それではいいのかどうか。

それと制度、今からいろんな支援、補助制度とかをつくっていく段階で、ぜひその現場とか民間の、住民の方の意見とかをしっかりと聞いていただく。そういう官民協働体制で取り組んでいただきたい。実効性のある制度にするためにも、そういうことに心がけていただきたいと思いますが、そういうところの御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 御質問、2点のうち予算化のことですが、これは、来年度予算は今からヒアリング等もっと先になりますけども、課とすれば、予算を上げてまいりたいとは思っております。

それから、2点目の質問ですけども、冒頭質問ありました議員さんからの地域住民、活動ボランティアと行政の三者の協働が機能するかが重要であるということをおっしゃっていましたが、これに関しましては、私も同感でございます。

地域猫の取組の目的は、ボランティアの方、それから町も同じ気持ち、方向であると思いますので、連携し合いながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、松井岑雄議員。

○議員（8番 松井 岑雄君） それでは、最後の議会になりましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、町長さんをはじめ議長、あるいは執行部の皆さん、大変お世話になりました。非常に21年間という長い間ありがとうございましたけども、大体自分の今まで考えてきたほとんどのライフラインは、秋から今は志佐に近いところくらいまでほとんど終わろうとしておりますので、どうにか達成できたかなというふうに思っています。

それともうひとつは、議会の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。この連中がいたから、私も仕事ができたと、本当に自慢をしているところであります。ありがとうございました。

それでは、長くなりますので、一般質問のほうへ入らせていただきます。

1つ目は、海岸沿いにおける防災施設の維持管理についてお伺いします。

新型コロナ感染拡大が収束の兆しがまだ見えず、新薬もできない中、今年も猛暑により多くの方が熱中症で命を落とされています。

一方では、既に台風シーズンに突入し、大型台風の襲来とともに、大規模な風水害の発生が危惧されているところであります。

そこで、次のことについてお尋ねいたします。

1つ目、町内にある樋門、陸閘の数、基数、横開きのタイプや引き戸タイプ、そういったスイングタイプのものと分類して、どのぐらいの数があるのかをお知らせいただきたいと思います。

それから、今ある陸閘関係は、民間の方に開閉の依頼をされておりますけども、依頼されている方たちの数が知りたいと思います。

それから、依頼はしておりますけども、1人で開閉ができない樋門もあります。陸閘もあります。そういったものをお知らせいただきたいと思います。

それから、日常における施設の維持管理に関する運用状況はどのようなものがあるか、ちゃんとした点検がされているかどうかもお知らせをいただきたいと思います。

以上が、現状と課題のある問題点について、またお伺いしますので、よろしく申し上げます。

2つ目は、周防大島町グラウンドの施設管理について、大島グラウンドでは、グラウンドゴルフ、サッカー、ソフトボール等、小学生から高齢者まで多くの方が利用する交流の活動の場となっています。

そこで、グラウンドの管理状況等についてお尋ねいたします。

1、グラウンドの維持状況等について、運営基準における管理方法等の実施。

2つ目、スポーツトラクターの管理状況及び代替品となる機材の適切な整備。

3つ目、利用者がグラウンドを整備する際、道具類について常に必要な量を整えて、随時、補充・更新が行われているか。

以上の現状の課題及び今後の対応の方針をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 松井議員さんの海沿いにおける防災関係施設の維持管理についての御質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

はじめに、樋門・水門、陸閘、排水施設等の防災関連施設の数について御質問でございましたのでお答えします。

まず、水門・樋門でございますが、県の施設が41基、町の施設が18基でございます、合計59基でございます。そして、陸閘につきましては、県の施設が318基、町の施設が225基で、合計543基となっております。そして、排水機場等がありますが、これが県の施設がまず2基、町の施設が22基、合計24基となっております、これらを合わせますと総合計で626基、施設があるところでございます。

タイプ別で申し上げますと、水門・樋門につきましては、まず電動が31基、手動となっておりますのが24基、そしてフラップ式のものが4基というふうになっております。

次に、陸閘でございますが、陸閘につきましては、スイング式が251基と横引きが112基、そして角落として差し板になっているものが180基ということになっております。

また、626基のうち、地元自治会や消防団、そして個人を含めまして530基について、民間に管理を委託いたしております。残り96基につきましては、これは町が直接管理をしているという形になっております。

次に、1人で開閉作業が可能な基数ということでございますが、個人差もございまして一概には言えませんが、民間委託しております530基のうち、個人に委託している水門・樋門が29基、陸閘が278基、合計307基でございますが、これにつきましては基本的に1人で作業が可能であると考えておまして、残りの223基につきましては1人または2人以上必要であ

らと思っております。毎年の委託契約更新時に、受託者に施設の操作ができるかどうかということを確認した上で、委託契約を締結をいたしているところでございます。

また、施設の日常管理についてでございますが、町の実施する年1回程度の定期的な施設の点検、担当課のパトロール時の確認や管理受託者からの報告により、早期の不具合の把握に努めております。

不具合を確認した際には、県の施設につきましては、発覚の都度、県へ報告を行い、修理等の迅速な対応を求めているところでございます。町の施設につきましては、不具合箇所の判明後、予算や時期などの状況によって若干のずれが生じることはありますが、できるだけ早期に対応ができるように努めておるところであります。

今後の課題等につきましては、これらの施設の管理委託について、受託者、受託を受けていただいている方ですが、この方がだんだん高齢化しているということが非常に懸念をされているところでございます。

県の施設につきましては、操作の電動化とか自動化を要望しておりまして、大部分で改良されつつあるというふうに思っております。

また、町の施設につきましても、陸間を差し板方式から鉄扉化するなど、受託者の負担軽減や安全性の向上に努めているところであります。

近年の極端な集中豪雨や台風による高潮、地震、津波等が懸念されている中、今後も施設の適正な管理に努めてまいりたいと考えておるところでございますので、御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 松井議員さんの大島グラウンドの施設管理についての御質問にお答えいたします。

まず、1. グラウンドの維持管理における運営基準及び管理方法の実態についてお答えいたします。

大島グラウンドの維持管理につきましては、周防大島町民運動場設置条例並びに周防大島町民運動場設置条例施行規則に基づき運営をしており、経費については町民グラウンド管理運営経費の予算により維持管理を行っております。

また、年2～3回程度、予算の範囲内でグラウンドの草刈り作業を行っておりますが、グラウンドを利用される6団体の皆様には、利用後のグラウンド整備以外にもボランティアで除草作業や整地作業等で御協力をいただいております。

次に、2. スポーツトラクターの管理状況及び代替品となる機材の適切な整備の御質問ですが、大島グラウンドに設置しておりますスポーツトラクターは平成3年度の自治宝くじ助成により整

備した備品であり、スポーツトラクターに取り付けるグラウンドを整地する鉄枠についても同様に適切に管理しております。

また、必要に応じて社会教育課並びに大島公民館職員等が使用し、大島グラウンドの整地を行っており、申請により大島地区の小中学校へ貸出しも行っております。

最後の質問の3. 利用者がグラウンドを整備する際の道具類について、常に必要量を整え、随時、補充・更新が行われているかについてお答えいたします。

グラウンドの整備につきましては、利用者の皆様にも御協力をいただいておりますことから、整備に使用する道具類の不足については、利用者からの御指摘をいただいた時点でできる限り補充するなど、随時対応をしております。

今後につきましても、各団体の活動に支障を来さないように備品等の管理を行うとともに、毀損、不具合等が生じた場合には、修繕または更新等の対応をしてみたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 松井議員。

○議員（8番 松井 岑雄君） ありがとうございます。

今の中で、最初の質問の中ですけれども、回答がいただきました626基の陸閘関係の樋門があると、しかも民間に出しているのも相当数があるわけですが、実は動かない樋門が129基、229基のうちで絶対1人で動かないやつが108基、その数について、陸閘の管理を受けている人がどうしても1人で動かないから、誰かを引っ張って行って、樋門を引っ張りながら動かしているというのが現状なんです。

それで、今どうしているのかなというのを聞いてみましたら、ワイヤーメッシュみたいな引っ張るやつがあるんですよ、ギアでね。それを自分で購入してきて引っかけて引っ張って、また近づくまで引っ張ってというようにして、今動かしている状態です。

したがって、1回閉めちゃうと二度と開きませんよという感じになっていまして、ちょうど今はいいんですけど、コロナで魚釣りが来れないんですよ、そこに。今は大変なときですから、あそこにもコロナにつき魚釣り禁止と書いてあった。今度は町のほうへ電話がかかってきて、何で陸閘を閉めたままで開けんのかと文句を言われました。そうじゃないよ、陸閘は魚釣りするために作ったんじゃないよと説明してやれと言ったんですけど、現状はそんなんです。

したがって、来る人が大島の人じゃないんですよ。ナンバーがみんな広島ナンバーとか、山口県ナンバーはほとんどおりません。ナンバーは全然違いますから、だから見たら分かりますけども、現状がそんなふうな状態で、開け閉めが非常に難しいと。なぜか、下にあるコロの中に砂がはまったりさびたり、どんどん重たくなって動かない、1人では。ちょうどいいですけどね。

だけど、管理を今後どうするか、どうしても皆さんで考えていただかんといかんですよ。これ県の施設がほとんどですから、町の施設は少ないです。全く数えるほどしかありません。県の施

設ですから、どうしても点検をお願いしてほしいなというのを強力に建設課から言ってほしいと思っています。その辺をよろしくお願いします。よろしいですかね。

そういうことで、非常に厳しいですけども、やっておかないと、今、年にとって動けない人ばかりになりました。力はないしで、行くのは行って、見るだけよという感じになっていますので、見ただけじゃ意味がないです。実際に開け閉めしてもらわないと、高潮のときに困るわけです。

だから、町から放送しましても本人が動けないんですから、気の毒みたいです。1,500円お支払いしても、お金を返してと言わんにゃいけんようになるかもしれないというような現状になっていますので、しっかりその辺はお願い。町のほうを受けているんですから、そういう責任は持たないといけませんなと思って、いろいろ言われますから、道具も買うてきてやっていますよと、確かに本当大変ですよ、動くようなものじゃないです、いろいろ自分でやって見て回ったですけどね。

スコップが要るわ、何もかも皆道具が要るんです。砂をかきのけんにゃいけん、ほうきは要るわ、がんだきが要るわ、もう大変なです。あれを見てみましたら、これは将来とてもじゃないけども民間でできるかいなと思って、今ね。年をとらなきゃできます。そういうことですよ。

だから、その辺をよくお考えいただいて、県にどうするかという方法も考えていただきたいなと思っております。

それから、今のグラウンドのほうは、教育長が言われたように、これも個人でやっています、清掃を。でも、この間みたいな長雨が続くと、ぬかるみで大変だなと思ったんですよ、実際に現状を目で見てね。だけど、トラックの後ろにローラーつけて、ロープで引っ張ってずんずんとやっている、これも大変だな、この仕事もと思ったんです。

したがって、大変なことが多いですけども、今のローラートラクターなんかもちちゃんと管理しながら使っていただけるようにしていかないといかんのかなと思っていますので、よろしく願います。

もう一点、全然質問を出しておりませんが、最後に。実は今から10月の20日から選挙の遊説に入ります。ところが、最近、日が暮れるのも早くなりまして、実はセンターラインが見えないところが多いんですよ。非常に厳しい問題になっています。そこで遊説される人は気をつけていただかないと、日暮れが早い、しかも見づらい、センターラインが分かりにくいというのが現状ですので、ぜひ建設課長、産業建設部長、あの辺も申請をしていただきたいと思って、これは質問しておりませんので、特に危ないと思います、これからがね。だから、気をつけて、遊説もしっかり安全に安心してやっていただけるような形にしていきたいなと思っています。

以上、お願いで終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、松井議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、吉村忍議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 思いがけぬ早く順番が回ってきましたので、ちょっとまだ準備が整っていません。ちょっと待ってください。

それでは、議席番号3番、吉村忍でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。今回も発言の機会を与えていただきましたことを、まずもってお礼を申し上げます。

また、この4年間、13回、23項目の質問をさせていただきました。前向きな答弁こそ、ほとんどいただけなかったものの、その都度、真摯に御答弁いただきましたこと、お礼を申し上げ、これまでの非礼に対しお詫び申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

防災対策について2点伺います。

1点目は、避難勧告についてであります。

町が避難勧告を発令した際、自治会連絡協議会や民生委員・児童委員連絡協議会、消防団、自主防災組織等と連携し、避難を躊躇する方や自力で避難することが困難な方を避難させる体制を早急に整えるべきと考えますが、執行部の見解を伺います。

2点目は、治水対策についてであります。

本年7月豪雨により、町内各地において家屋の浸水等の被害を受けました。船越地区や外入地区をはじめ、町の東部地域では平成30年7月豪雨の際にも被災し、過去に幾度となく台風や豪雨による浸水被害を受けているにもかかわらず、必要な治水対策が講じられていません。直ちに治水対策を講じるべきと考えます。執行部の見解を伺います。

質問は以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの防災対策についての御質問にお答えしたいと思います。

御承知のとおり、近年、全国各地で、地震、豪雨による河川の氾濫や土砂災害等の災害が多発をいたしておりまして、本町におきましても7月に地域によってはこれまでに経験したことのない豪雨に見舞われ、甚大な被害を受けたところであります。

しかしながら、各地域で連帯して御協力をいただきました自治会、自主防災組織、消防団、民生委員の皆様をはじめ、土砂災害発生直後から応急復旧などに大変な御尽力をいただきました建設業の方々や、様々な場面で御尽力いただきました多くの方々に心からお礼を申し上げたいと思ひますし、皆様方のおかげで、幸いにも人的被害はなかったということが不幸中の幸いでございました。心から感謝とお礼を申し上げます。

1点目の避難勧告を発令した際、避難を躊躇する方や自力での避難が困難な方を避難させる体

制を早急に整えるべきとの御質問でございますが、まさにそれが自主防災組織であります。実効性のある自主防災組織の結成・育成を呼びかけているのは、まさにそのためであります。これが自助の次に頼りにすべき共助と言われるものであります。避難勧告の発令前の警戒レベル3で避難をするのに時間がかかる高齢者や障害のある方、乳幼児等は避難を開始しましょうと呼びかけているのであります。

次に、避難勧告について少し御説明をしたいと思います。御存じのとおり、災害基本法の規定により、市町村長が必要と認める地域の居住者に対しまして、避難のための立ち退きを勧告することです。

この避難勧告は強制力はないものの、関係機関からの情報や自ら収集した情報等によりの確に判断を行い、躊躇することなく市町村長が発令し、速やかに居住者等に伝えなければならないというふうになっておるわけです。

また、居住者等は自らの命は自らが守るといふ、こういう自助の意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す情報等に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難すべきであり、市町村は一人一人が適切な避難行動をとることができるように、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有しているとされているところでございます。

吉村議員さんの御指摘のとおり、大規模災害時等において、避難体制を構築することは大変重要なこととあります。本町では、平成24年4月に、地域の自主的な防災活動の推進を図ることを目的として、周防大島町自主防災組織認定要綱を制定し、組織の育成に取り組んでおります。

しかしながら、現在までの組織数は74組織で、全体での結成率は47.1%となっております。近年は、新たな自主防災組織の結成があまり増加していないという状況でございます。

その要因につきましては、人口の減少や高齢化に伴い、組織をまとめるリーダーとなる方の人材不足の問題、またそれぞれの地域性による問題などが挙げられると考えております。

昨年の11月には、民生委員・児童委員の協議会、自治会連絡協議会、消防団の会議を持ちまして、各団体の連携の協議は行っておるところでございますが、非常に課題が大きく、まとまっていないという状況でありました。東和地区ではある程度この連携が進んでいるということで御紹介もいただきましたし、また、そのことを旧町の各地区に当てはめることができないかという協議も随分行われましたが、今後、さらに検討するというところで終わっております。

大きな要因は、自治会や消防分団の規模とか、または数が大幅に違うということでありまして、東和地区の事例を発表していただきましたが、東和地区の事例を残りの久賀、大島、橘の地区に当てはめていくことがなかなか困難であろうというようなことがたくさん課題として出てきたわけでございます。

御紹介いたしますと、東和地区の消防団の分団は23分団で、自治会が24自治会で、民生委員さんは33名、そして自主防災組織が12自主防災組織があります。これは分団と自治会の数がほぼ一緒なので、分団と自治会とが連携が取りやすいという体制ができておるといふふうに思いました。

そして、さらにそれに民生委員さんが33名ですから、約1自治会に1名から2名ということでもございました。この連携が非常に取りやすい体制になっておるんだということもございました。

久賀の事例で申し上げますと、分団が6に対して自治会が45、民生委員さんが18名で自主防災組織が19ということでもございまして、45の自治会に対して6分団ということになりますと、民生委員さんが18名ですから、必ずしも1自治会に1人の民生委員さんがいない、分団が6つしかないということでもございますので、非常に複数の自治会に対して1つの分団、分団のエリアが複数の自治会にまたがっていると、民生委員さんも当然そういうことになると思います。

大島地区で申し上げますと、さらにまたこれが難しいんですが、分団が18ありますが、実は自治会が102あります。そして、民生委員さんが33名、自主防災組織が29ということでもございまして、18の分団は自治会が102ですから、1つの分団に対して相当の数の自治会をエリアとしておるといふことでもございます。

そしてまた、102の自治会に対して民生委員さんが33ということになりますと、民生委員さん自体も複数の自治会に対して1人のエリアがあるということになります。

橘で申し上げますと、15分団に対して29の自治会ということでもございまして、民生委員さんは31名ということで、自主防災組織が14か所できておるといふことでもございまして、これらの問題が今年の11月のそれぞれの協議会の皆様方との話し合いの中で、なかなか連携してやっていくということが難しいということが浮き彫りになったということで、今のところ終わっているところでございます。

いずれにいたしましても、従来の手法では既に限界を感じておりまして、今後は新たな取組を模索し、それぞれの地域に見合う組織づくりを進めていく必要があると考えておりますが、避難体制を構築するということは、民生委員さんも大変気にしておられますし、民生委員協議会自体はいろいろな取組を進めておりまして、生活弱者と言われる、また心配が多いという高齢者の方々について、非常に民生委員の協議会の中で議論もされておるし、またいろいろな取組も既に進めておるといふことでもございます。

避難体制を構築することは大変重要であるとともに、非常に反対に言えば困難な課題でもあるということも認識しているところでございます。まずは早めの避難を徹底するということが、まず重要であろうと思います。

防災は日頃からの備えが重要でありまして、あらかじめ自らの地域でどのような災害が想定さ

れているのかをハザードマップ、このハザードマップは全ての家庭に配ってありますので、ハザードマップ等でよく確認をし、避難が必要な状況では事前に早く避難する場所などを決めておくことなど、繰り返して周知をいたしておりますが、同時に避難は避難所だけが避難ではなくて、親戚や知人のお宅、または個々の家で安全であれば在宅避難、さらにはホテル・宿泊施設等への避難も避難行動の1つということ町民の方々に御理解いただけるよう、さらに周知に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の防水対策としての治水対策ということでございますが、浸水被害に対する対策をどのように考えるかという御質問でありました。

治水対策といいますと、ハード整備だけで考えますと、河川改修、内水・高潮対策など、洪水を調整するというだけでなく、砂防や急傾斜地、地滑り等の土砂災害防止対策を含むと考えております。

浸水被害についてであります。町内の状況を見ますと、田畑の荒廃等、また土地の管理が行き届かないため、洪水調整機能が著しく失われてきておりました。樹木の管理不足や従前の水路等が閉塞するなど、その機能が失われ、下流域でこれまでなかったような被害が発生していることも多々見受けられておるところであります。

船越の状況であります。この地域の浸水の問題は、合併前の旧東和町の時代からの大変大きな懸案でありまして、具体的には県道橘東和線の三差路を中心に、南北にわたり浸水常襲地域ということになっております。

旧東和町の時代にも、浸水対策として、遊水池と強制排水ポンプの計画を2度もされたということがあります。そして、予算の計上にまで至ったという経緯もあったと聞いておりますが、最終的に排水路や経路の問題等で意見集約ができなかったということでもあります。

当時の方にもお尋ねして聞いてまいりましたが、その当時からここに排水ポンプ場を造るということでやりかけたのだが、なかなか意見集約ができなかったということでありました。

当時はそうでありまして、その後、相当な年数が経過をいたしておりますので、再度意見集約を図ることも必要かと考えておりますが、この地域ではやはり地形的な問題を考えますと、遊水池を造り、そしてそこから強制排水をするということが一番効果的なことではないかと考えておるところであります。

外入の状況であります。河川の維持管理の問題が大変大きいのではないかと感じておりますが、砂防河川の外入川の上流周辺の山林や農地の荒廃が進んでおりました。以前のように地域での河川の清掃・管理、またそういうことが困難な状況になってきております。

そこで、町内のこのような河川がここだけではありませんので、町内でこのような河川がたくさんあります。そして、雑木とか草木によって閉塞する箇所があちこちで見受けられるという状

況になってきておりますが、全ての河川を浚渫や草刈りや維持管理をずっとやって歩くということはなかなか困難な状況でありますので、今後は出水期や梅雨時期の前に、河川台帳を基にきちんと系統立ててパトロールを徹底して、雑木や堆積土の取り除きを委託するなど、対応を進めていきたいと考えておるところでございます。

今後も、各地域の皆様にも御協力をいただかなければなりません。御協力をいただきながら、危険個所の把握や防災対策に一層努め、町民の皆様が安全で安心して生活できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

今回、避難を躊躇する方や自力で避難することが困難な方についてお伺いしておりますので、まずこのような方について、町は実際どのように対処すべきとお考えですか。先ほどの答弁の中で、自主防災組織に頼るとかいうふうにありましたけども、町としてはそれ以上のことはされない、お考えでないということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 町がどういうことをするかといいますと、先ほど申し上げましたように、避難勧告を出す前に、既にそういう例えば高齢者とか、または障害をお持ちの方とか、なかなか避難がしにくい方々につきましては、できるだけ早く、当然避難勧告が出る前に避難をしていただくということが非常に大切なことではないかと思っております。

こういうふうに、国のほうも警戒レベルのあれを出しておりますが、非常に避難勧告が出て全員避難するのではなくて、高齢者等は警戒レベル3、避難勧告の出る前、避難準備とか高齢者等が避難を開始するということは警戒レベル3でありますので、ここでは避難をするのに時間がかかる高齢者や障害のある方、乳幼児等は避難を開始しましょうという呼びかけを国を挙げてやっておるわけであります。

そこなので、例えば避難勧告が出るということになると、避難勧告が出るちゅうことは全員に避難を呼びかけておるわけですから、それを町のほうで、避難勧告が出たから、その方々全員の避難を町がさせるということは非常に物理的にはできない、無理だというふうに思っておるところでございます。

ですから、お元気な方は避難勧告が出てから避難するというのもあるでしょう。しかしながら、避難準備や高齢者等が避難を開始するというのは、避難勧告が出るよりもずっと前、例えば警戒レベルで言えば警戒レベル3で既に避難をしていただくというふうにやっていたかなければならないという、そのことを何度も何度も繰り返し、実は皆さん方の家庭にも全部届いておるからお分かりだと思んですが、こういうこれまで何度も繰り返しながらやっておるんですが、

日頃、例えば今月の広報と一緒に来たんじゃない、なかなかこれをすごく注意深く見るということは少ないだろうなどはと思いますが、しかしながらこれをぜひとも皆さんで、議会のほうからも皆さんに周知をいただくということが必要なのではないかと思います。

実際に、今回でも、避難勧告がこんなにたくさん出たのは本当はじめてなんですね。そういうことになってはじめて、避難勧告が出てからじゃ間に合わんのじゃないということがお分かりになったのではないかと思います。町のほうで避難勧告が出たときにどのようにするのかということになりますと、やはりこれは自治会や、そしてまた自治会の中におる皆さん方と一緒に、お互いが共助の形、言うなれば、それが本来であれば自主防災組織がきちんと結成されておればいいんですが、全てに結成されておるわけでもありませんし、自主防災組織がないところであれば、自治会を中心とした、みんなで助け合うということでない、これは町のほうでどうかせえということになりますと、とても物理的な人的な対応はできないというふうに思っておるところでございますので、早めの避難をぜひともお願いをしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 砂田議員が昼まで引っ張れと、あと13分程。

呼びかけと、いわゆる共助ということになると思うんですけども、今回、実際にある地区にピンポイントで避難勧告が発令された。大雨の後、翌日、土砂が地区の上のほうにあるので危険だということで、その地区にピンポイントで発令された事例があります。7月9日17時、大泊地区が12世帯15人、7月10日の17時に大積地区に25世帯43名、同じく7月10日の21時に地家室地区38世帯53名に対して避難勧告が発令をされました。

実際、このときに本当に避難を躊躇される方や自力で避難することが困難な方がいらっしゃって、私もいろいろ呼びかけをしてみたんですけども、うちはええよと、うちは死んでもええけとかいうふうなことで、なかなか逃げてもらえないんですよ。僕らみたいなのがつい行って逃げてくれるわけじゃないんですけども、そのときに地区の自治会長や民生委員さんとかいうふうな力が必要になってくると思うんです。

だから、民生委員さんのほうでは地区の要支援者マップというものが作成されておって、民生委員さんからもあらかじめ逃げんさいよというふうな連絡があるとは聞いてはおるんですけども、それでもなかなか逃げてこない。地区の上には大量の土砂があって、次に大雨が降ったら本当に死ぬかもしれんという状況でも、手を引っ張っていかんにゃ逃げていかん。ここで町の登場だと思うんですけども、実際、今回3地区に対して町として何か手助けみたいなことは考えたか、されたかというところをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 町のほうでしたかということは、例えば私が助けに行ったかということ

ですか。そういうことはやっておりませんし、当然ながらマンパワーからしてから、町の職員というのは全部で200名ぐらいしかおりませんので、それを4総合支所、さらに言えば11避難所に配置をしております、そして代替要員をつけると、町の職員が現場に駆けつけていくということはできませんし、物理的にできないし、そしてまたそういう例えば危険な状態になってから、極端に言えば、町の職員といっても、すいません、言葉は適切でないかも知れませんが素人ですから、そういう例えば自衛隊とか消防署とか警察とか、そういうプロではないわけですから、そういう方々に例えば避難ですから助けるということじゃないんでしょうが、例えば救助に行けというようなことは、なかなか町としては町の職員にはさせられないというふうに思っております。

ですから、本当に災害が切迫しているとかいうことになると、これは実際にはそういうことになる前に、余裕のあるときにちゃんと避難していただくということなので、今おっしゃられたようなケースは、まれなケースだとは思いますが、わしは逃げんのじゃというようなことがないように、そういうことをもっと町とすれば周知をするというのが役所としての役割じゃないかというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 実際、町長が行って逃げようやと言ったら、多分逃げてくれると思うんです。それは不可能なんですけども、今回は総務部長さんがある地区の自治会長さんに依頼をして、呼びかけをして逃げてくださいというふうなことがありました。そのことで非常に自治会長さんも地域の方も感謝されておりました。

要は、自治会長さんが来て、役場の総務部長が逃げと言えよと言われてたら、ようやく逃げてくれたんです。そういうふうな――、総務部長さんが現場に行ってくれでなしに、自治会長さんにこういうふうな電話を1本入れてもろうたら、地域の方も動くと思うので、そういうふうな体制というか、電話1本で済みますので、そういうふうなことも考えていただきたいと思っています。

ペットを飼っている方が、これもまた避難を躊躇されるんです。ペットは家族の一員であって、ペットを自宅に置いて避難所へ避難することは、ほんまできることじゃないと思うんですけども、今回相談したら、一緒に避難してもいいけども、ワンちゃんは玄関の外、避難者は建物の一番奥ということで、ペットが退避できない場所において、ペットが外で一晩中鳴いちゃうということで、夜中、避難所を抜け出してから、その方は帰っちゃったんですよ。

そういった事例もございますので、ペット同伴の避難についても、避難者が少ない避難所やったらどうにか何か対応はできると思うんですけども、それぞれケース・バイ・ケースで対応を考えていただきたいと思いますが、もしこれについて何か御答弁があればお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） すいません、荒っぽい答弁で申し訳ないんですが、はっきり言って対応はできないと思います。というのはなぜかという、避難所は例えば体育館とか公民館とか文化センターとか、避難所をあちこちでやっていますが、例えばそこに職員が2名から3名なんですよね。ですから、そのような中で、今回のようにコロナ禍の中では、さらにまた密にならないような避難をしてくださいとか、最近では、つい立ても出さんにやいけんとかいうような話になって、当然ながら停電になればトイレの問題とか、いろいろなことがあります。

そうした中で、犬とか猫とかを何とかせえとか言われたら、それはあんたらでやってちょうだいとかいうことに、ちょっと荒っぽいかわかりませんが、なかなかそこまで緻密な対応はできないのではないかとこのように思っております。

ただ、どうしてもペットと一緒にじゃないと嫌だという方もおられると思います。ですから、それは玄関の横にそういうコーナーを設けるとするのが精いっぱい対応ではないかなと思っておりますのでございます。私の個人的な感情です。個人的感覚です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ペットは家族なんです。今回、ハイブリッド車を十数台購入されるということで、その活用もぜひ御検討ください。ペットと一緒にハイブリッド車の中に避難させてもらうとかいうふうなことも考えてほしいと思いますので、今後の課題として、どうか検討をよろしく願いをいたします。

それで避難確保について、もう1点お伺いします。7月8日午前0時30分、町内全域に避難勧告が発令されました。その避難勧告が解除されたのが同午前9時でございます。この間に、町内の小中学校の児童生徒が避難勧告発令中に登校をされています。

例えば、安下庄の例で言うと、東安下庄の今県道を工事しよるところ、大量の土砂が堆積しておりまして、とても危険な状態でありました。そこを歩いて児童生徒は通学しているんですけども、その避難勧告発令中の安全がまず確保されていないという状況下であったと思うんですけども、その中で児童生徒を通学させたことについて、多くの疑問の声が上がっているのは事実でございます。教育長、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 議員さん御指摘のように、やっぱり安心安全が大事だろうと思います。

ただ、私たちの認識も甘かった点もあるんですが、あの時点では、ほぼ安全に行けるのではないかと、ちょっと思い込みもありましてやった状態です。今言った安下庄の状況とかは、よく把握していなくて大変申し訳なかったと思います。

そして、避難勧告時のときの対応を周知もしておりませんでしたので、その後、避難勧告が出

ているときの登下校については、委員会内でももう一度協議し、学校のほうにも周知したところ
です。不備があって大変申し訳ありませんでした。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 後に協議されたということで、また今後はしっかりと避難勧告発
令中に児童生徒が登校することのないような体制をつくっていただきたいと思います。

実は、当日、私も朝5時ぐらいから、ちょっとパトロール回ったんですが、教育委員会の職員
さんが通学路の安全確保のために道路パトロールをしていました。感謝しています。朝4時ぐら
いに招集がかかったということで、本当。通学路、バスのほうは安全に通行できたんじゃないか
かと思っていますので。また、ああいった際には、そういった対応を、またよろしく願いたいし
ます。

ちょうどいい時間になりそうなので、治水対策のほうなんですけども、欲しかった答弁、その
まま頂きましたので、これについては再質問ございません。また、しっかりと以前その船越地区
でそういう計画があったということで、もう一回、この令和の時代に、また練り直していただい
て、その対策、しっかりとした対策を行っていただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、砂田雅一議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大きな柱で3つの問題について町長にお伺いします。

質問に入る前に、私からも町長との最後の一般質問での議論ということで、私にとっては町職
員時代の椎木さんと、そして町長時代の椎木町長と両方付き合っただけです。職員時代には
本当にいろいろ教えていただいて、優しく教えていただいて、議論もしましたけれども、町長に
なってから、私としては遠慮なく議論させていただいてきたところがございます。今日も最後
だからといって遠慮しないつもりです。町民の思いを真っすぐに町長と議論させていただきたい
と思います。

まず最初に、中学校の統合に伴う通学路の安全対策について伺います。

来年度から東和中学校と安下庄中学校が久賀中学校に統合されます。保育園や学校、病院など、

町民の暮らしに欠かせない公共施設は、まちづくり、地域づくりの基本であり活性化の基本となるものです。こうした基本となる学校や医療、福祉施設を削減、廃止しておいて過疎化を防ぐのは不可能であり、今でもほかの市町に比べて過疎化のスピードが速い本町の過疎化をさらに加速させる政策として、また人口定住政策の真逆の政策であることから、この中学校の統合には反対してきたところであります。

しかし、町は既に統合を見越してマイクロバスを6台購入し、中学生の送り迎えの体制を検討し、今議会でもその議案が審議されています。

この計画によると、学校が終わって久賀中学校を出る最終のバスの便は、夕方5時半となっており、最も遠い油宇には約1時間後の6時半頃着くことになっています。この通学バスは、既存のバス停に止まることになっているとの説明もありました。日が短い時期の夕方5時半といえば完全に真っ暗になっています。久賀中学校を出るときから真っ暗なのですから、たとえ久賀中学校近くに帰る子にとっても真っ暗ということになります。真っ暗な道を通学させるというのは、本当に行政として恥ずべきことであり、中学校の統合のために子供たちの安全性を犠牲にすることは絶対に許されることはありません。

そこで、子供たちの安全を最大限確保していくためにどのような対策を講じていくのかお伺いしたいと思います。

まず、バス停には電灯がないところがたくさんあります。バス停に止めるのなら全てのバス停に電灯をつけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

バス停から歩いて自宅まで帰る生徒のための安全対策として、家に帰り着くまでの公道に防犯灯や街路灯を設置し、安全性の向上を図ることを求めます。特に防犯灯は、現在、その電気料を各自治会の負担としていることから、自治会の財政によって防犯灯の設置が容易なところとそうでないところもあります。しかし、学校の統合は行政が主体で行ったことであり、通学路の安全に責任を持つべきは町と教育委員会です。子供の安全確保の立場から、自治会に負担させることなく、自治会任せにすることなく、行政の責任で防犯灯の設置を求めるものであります。

次に、F-35Bの米軍岩国基地への増強、機能強化について伺います。

議会初日の町長の行政報告にもあったとおり、今年の10月以降に米軍岩国基地所属のFA-18ホーネット戦闘爆撃機12機が本国へ帰り、新たにF-35戦闘爆撃機が16機来ることが計画されています。F-35は最新鋭の戦闘機です。それに対してF-18ホーネットはレジェンドと言われているとおり古い戦闘爆撃機です。F-35Bは垂直に飛び上がることも垂直に着陸することもできます。しかし、実践では、空母などの短い滑走路を滑走して燃料を節約しているようです。そして何よりもレーダーなどにかからないように敵地に侵入できるステルス性能があります。今までの戦闘爆撃機に比べれば、敵地攻撃能力が増強しその数も4機増えるのですか

ら、基地の機能強化になることは明らかです。

このようにF-35は様々な攻撃能力、戦闘能力が最新鋭であり、レジェンドと米軍自身が称しているFA-18とは全く違うものです。これを基地機能の強化ではなく、機種更新にすぎないと言い張る勢力もあるようですが、何の説得力もありません。

さらに昨日の中国新聞によると、国が示した騒音予測図は、本町で70Wの範囲が広がると報道されています。F-35Bが4機増える。その1機1機が最新鋭で、しかも爆音も大きいと言われている。なのに、機種更新にすぎないなどと言うのは、爆音に苦しめられている町民の目線に立っているとは思えません。

本町ではそうした答弁はないと信じてますが、町長が政府のほうを見るのではなく、町民の皆さんの米軍機はうるさい、子供が泣く、電話や会話、テレビも聞こえなくなる、落ちてくるんじゃないかと不安になるなどの声に応えるために、F-35Bの増強には反対の意思を明確に示すよう求めます。

今回、FA-18ホーネット12機が、最新鋭の性能を持ったF-35B16機に代わることが基地の機能強化になるということをお認めになるのかどうか伺います。

なお、この問題については、行政報告で町長が報告された内容については、時間の都合上、絶対に繰り返し答弁されませんようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染予防対策として、PCR検査を広く実施することについて伺います。

6月議会でもこの問題を取り上げ、町内でPCR検査の実施を求めましたが、答弁は、県と他市町と調整しながら進めるという抽象的なものでした。その後どういうふうになったのか伺います。

日本が先進国の中でPCRの件数が最低レベルであることを6月議会で資料に基づき指摘しました。それはイコール、PCR検査をするための国の予算も最低レベルであることを示しています。その後、政府は、国民の大きな世論に押されてPCR検査に対して一定程度の前向きな姿勢に変わり、山口県でも地域外来・検査センターを医療圏ごとの8か所から調整中のところも含めて14か所に増やすことを決めているようです。

PCR検査が広くあちこちでされるような体制をつくるのが、コロナウイルスの感染者の減少につながることで、世界でも日本の一部の都市でも実証済みです。つまりコロナに感染していても全く症状が出ない方もおられます。しかし、症状は出ないけれどもコロナに感染していれば、ほかの人々には感染させてしまう。そういう方が町を歩いていけば、コロナ感染者はおのずと広がってしまいます。それをPCRの検査数を思い切って増やすことによって感染者をいち早く発見し、保護、隔離することでウイルスを広げる人そのものを減らしていくという考え方です。周

防大島町としてもPCR検査が気軽に受けられるよう、また無料で実施することを強く求めます。

また、医療や介護の現場で働く方々や学校、保育園など感染した場合のリスクが高い方々を優先的に、また定期的に行政の責任でPCR検査を行い、クラスターや院内感染を未然に防ぎ、医療崩壊、介護崩壊を決して起こさないための対策として実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 砂田議員さんの中学校の統合に伴う通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

来春、周防大島中学校が開校しますが、久賀地区以外へ居住する遠路からの生徒についてはスクールバスで登下校できるよう、9月2日に周防大島町スクールバス条例の一部改正議案を提出し、お諮りをしているところでございます。

また、御指摘の安全対策でございますが、生徒の安全確保は学校運営における重要な課題であると認識しており、学校統合にかかわらず取り組んでいるところでございます。

現在、中学生の通学時における個別の対応といたしましては、全ての中学生へ反射ベルトを配付し、自転車通学の生徒に対しましては、ヘルメットも併せて配付し安全を確保できるようにしております。

また、学校の実態に合わせて安全教育を行い、生徒自らが自分の安全や命を守ることができる力を育成することにも進めております。さらに、保護者や地域ボランティアのお力添いをいただきながら見守り活動を推進しているところでもあります。

御質問にあります、バス停への電灯や自宅までの間の街路灯または防犯灯についてでございますが、周防大島中学校区におけるバス停の数は、防長交通と白木線の路線を合わせると95か所になります。うち、令和3年度に生徒が利用するバス停の乗降箇所は31の停留所と見込んでおりますが、最寄りのバス停がまちまちで、年度によって利用するバス停が変わっていくことから、生徒が利用する可能性を含めたバス停を含めると、対象となるバス停は相当の数になるかと思っております。

また、バス停から生徒の自宅までの経路についてもそれぞれ状況が異なり、中学校の入学時等に要望があれば、どのような基準で防犯灯を設置するのか、卒業時には用途を変えてどのように防犯灯を維持するかなど、実現するには課題が多いものと思われま。

このような課題に加え、経費的なことも考えますと、生徒の安全対策については、反射ベルトやヘルメットの支給に加え、LEDライトなど安全対策物品の支給について検討したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの米軍岩国基地へのF-35Bの新たな配備について、2点ほど御質問いただいておりますのでお答えしたいと思います。

機種更新につきましては、今定例会初日の行政報告で申し上げましたとおり、8月26日に山口県庁において、国のほうから機種更新に関する説明を受けました。

改めてその概要を申し上げますと、本年10月以降に、岩国飛行場のFA-18ホーネット2部隊のうち、1部隊約12機が、F-35B約16機へ段階的に機種更新され、そのFA-18ホーネット部隊は、米軍の部隊交代計画を踏まえ、米本土へ移駐するとのことでありましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、機種更新の開始時期や終了する時期、また、FA-18ホーネット部隊の米本土への移駐時期等について、現在、米側内部で調整中とのことでございます。

それでは、まず1点目の、今回、F-35Bの機種更新が、米軍岩国基地の機能強化につながるのではないかと考えてございますが、今回のFA-18ホーネットからF-35Bの機種更新は、平成29年の機種更新と同様、新たな部隊の追加配備ではないと理解をしております、砂田議員さんが言われる、岩国基地の機能強化にはつながらないのではないかと認識をいたしております。

この機種更新につきましては、現機種の旧型化・老朽化なども踏まえ、国の外交・防衛政策上の必要性により行われていくものであらうと認識をしております、私といたしましては、米軍岩国基地の機能強化につながるということではなく、今回の機種更新が、航空機騒音や安全性等の面で本町をはじめ基地周辺住民の生活環境へどのように影響するかが大変重要ではないかと考えております。

2点目の、この機種更新について、明確に反対の意思表示をすべきではないかとの御質問でございます。今までも米軍岩国基地関連については、毎回、行政報告で御報告をいたしておりますが、平成30年3月の空母艦載機の移駐が完了し、基地周辺や航空機の飛行ルートにある本町の一部地域では騒音が増加し、住民生活に影響を及ぼしているとの検証結果にあるとおり、本町に寄せられた航空機騒音の苦情件数であります。平成29年度では54件、平成30年度では89件、令和元年度においては106件と増加しておりましたが、令和2年8月末現在8件と大幅に減少している状況でございます。町といたしましては、騒音状況等について引き続き注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回の機種更新に伴いまして、騒音等がどのように影響するかが非常に重要と考えております、8月27日には山口県知事と周辺自治体の長との連名で国に対し文書で照会をかけ、その回答が9月14日に届きましたので、その回答書を十分精査し、県とも

協議を行うとともに、関係市町の意向を踏まえ、町として適切に判断をし対応していきたいと考えております。（発言する者あり）

すみません、もう一点。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策についてでございますが、砂田議員さんの新型コロナウイルス感染予防対策としてPCR検査を広く実施することについて、町独自に無料でPCR検査の実施を求めるということについてでございますが、PCR検査につきましては、令和2年3月6日から保険適用され、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方に対しましては行政検査、行政検査と言うんだそうですが、行政検査として無料で検査が行われているところでございます。

したがいまして、現行では、保健所がPCR検査を必要と判断した場合には、患者に対しまして自己負担を求めることなく公費負担で検査が行われているところであります。当該検査料の患者の一部負担相当を都道府県が負担、県が負担をしているということでございます。

なお、山口県におきましては、地域における検査体制の確保に向け、これまでの保健所経由に併せて、かかりつけ医からの紹介で迅速にPCR検査が行えるよう、本年9月中をめどに、地域外来・検査センターを8医療圏ごとに1か所以上の設置に向けて関係機関との協議が進められ、現段階で14市町に設置されると伺っております。

柳井医療圏につきましては、検査体制の拡充を目指し、9月末から10月上旬までに柳井圏域で1、大島圏域で1、合わせて2か所の地域外来・検査センターの設置に向け調整をしているところでございます。

このたび設置する、かかりつけ医の紹介による地域外来・検査センターでのPCR検査も行政検査となり、無料で検査が行われることになり、PCR検査体制が大きく拡充されることとなります。

なお、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療施設、高齢者施設等に勤務する方や当該施設に既に入院・入所されている方または新規に入院・入所される方は、当該施設で感染者がいない場合であっても、新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しまして、行政検査の対象として差し支えないものとされております。

また、これら施設等に加え、同地域、これは保健所管内のことですが、この同地域が生活圈域である方が勤務、入院、入所する施設を含めて幅広く行政検査を実施することが可能である旨、8月18日付で国のほうから事務連絡が発出されているところでございます。

今後におきましては、本町における感染拡大・検査体制の状況等に鑑み、県や郡医師会等と連携・調整を図りながら、医療崩壊、介護崩壊を招くことのないよう、医療従事者や介護従事者、保育園、学校の先生方、さらには重症化しやすい高齢者や妊婦等のPCR検査の在り方について

検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあ、最初から。通学路の問題からお伺いします。

要するに、つけても学年によって通学路が変わるので、あとが無駄になる場合があるということでした。それを無駄と取るのか、地域がそれだけ明るくなっていいというふうにするのか。それは私は後者と受け止めて、その財源的な補償が一体どれぐらい必要で、どれぐらい足りないのか、そういう計算はどういうふうにされましたか。それから、LEDの懐中電気みたいなのを子供たちに持たすということに理解しているのでしょうか。ちょっと確認を。LEDのこういうものを子供に持たすのか。お願いします。それから、バス停に電気がなくて困るとするのは、以前から、高校生の子供も含めて、バスを乗り換えたりするときにとっても暗いと、怖いというような声も以前からはあったわけですね。こういうのは本当は商工観光課なんかの補助事業があればそういう補助事業を使っていくということも、もちろんそういうのがあればそれでいいと思うんですが。これも子供がどこで乗り降りするか、学年によってというか年度によって変わってくるからということなんで。やっぱり安全っていうところをどう位置づけるか。要らんようになったら無駄になるからっていうことじゃなくて、やっぱり子供たちが1年間、たとえ3年間でも安全に通学できるような体制をつくるのかつからないのか。そこはとても大事なところだと思うんですよ。その後、無駄になるかどうかをどう位置づけるかも大切ですが、教育委員会として子供たちの通学路の安全をどう位置づけるかというのは、3年間の問題だけであっても私は大きな問題だと思うんですが、そういう観点から。

それと、一度に言うておきますが、国の通達なんかでも、統合したときのいわゆる教育委員会がよく言っているマニュアルですか、の中にも統合した後のバス通学はそういう問題が起きるので、町長部局とも相談をして、街灯などもきめ細かな対策が必要だと、統合した後は。バス通学にするのであれば、そういう対策が必要だということも国のほうも言っているわけで。平成27年1月27日付の公立小中学校適正規模・適正配置等に関する手引——ガイドラインですね。この第3章、学校統合に関して留意すべき点で、スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題の対応というのがあって、この中に、統合に伴い徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合は、不審者による犯罪や交通事故の防止等のために下記のような取り組みのさらなる徹底を行う必要がありますとして、警察も動員してもらおうとか、親に迎えに来てもらおうとか、そういうことも書いてありますが。最後に、併せて市町村長部局の関係部局や都道府県等とも連携してスクールゾーンの再設定を行うとともにカーブミラー、街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラなどについても必要に応じて整備を行う必要があるというふうに文科省もこういうふうになっているわけで、

それを、ただ懐中電灯を持たすけ大丈夫じゃろうっていうぐらいの安全対策で本当に大丈夫なのかと。しかも、この統合っていうのは行政の、子供たちは66%が反対であるにもかかわらず、この子供たちは実施するときはこの学校にはおらんからということで、アンケート取った人がその意見を無視するという大変なこともやっているわけですから、やはり安全性ということは第一に考えて、懐中電灯を配るからいいというんじゃなくて、もう少しきめ細かなことを考えていただくということが私は必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） すみません、最初にお詫びと訂正をさせていただきます。

先ほど全ての中学生へ反射ベストを配付と言うべきところを、間違いまして反射ベルトと言っておりましたので、反射ベストに訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

それから、LEDライトは懐中電灯のようなものを考えております。例えば、ずっと防犯灯をつけるわけいきませんので、懐中電灯であれば、言葉は悪いですが、動く防犯灯、動く街路灯とも考えられますので、それで暗さについては対応できないかなと思っております。

それから、申し訳ありませんが、カーブミラー等はまだちょっと検討してなかったもので、その辺が本当必要かどうかというのは考えてみたいと思います。現時点では、御指摘ありました防犯灯、街路灯について主に検討していましたので、そういうふうなお答えいたしました。

それから、最後にアンケートのことをおっしゃいましたけど、アンケートは御存じのように、生徒あるいはゼロ歳から15歳までの子供を持つ保護者、教職員、学校運営協議会全員に取らせていただきました。御指摘のように生徒については先ほどお話した結果だと思っております。私どもはそれらを総合的に判断し、その後1年かけて学校運営協議会で検討し、その後また教育委員会、総合教育会議等で検討して議会で議決をいただいて学校統合を進めたように考えております。

また、街灯等をつけるとき、防犯灯ですか、つけるときの予算等については、課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 防犯灯の設置に関してでございますが、教育委員会でちょっと担当課に調べさせていただいて情報いただいたところでは、平成29年当時に支柱を含めたLEDの防犯灯を新規に設置した場合、1基あたり7万円から8万円台の支出があるという情報を得ております。そのことから、今現在に置き直しますと幾らかというところの正式な金額のほうは分かりませんが、新規の場所に支柱から設置する場合には10万円程度はかかるのではないかと教育委員会では認識しております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 防犯灯っていうのは自治会が主につけるものだと先ほど言いまし

たが、周防大島町ではそういう呼びかけをしています。防犯灯を地域の中でつけるときに、新たに支柱から立てる場合というのはあまりないですね。今までの何らかの電柱だとかそういうものに電気をつけるという例が、私の地域内でもほぼ全て、新たに支柱を立てたというのは私の地域では聞いたことがないんですが。今のあるものを利用して、あるいはそれぞれの家とか倉庫とかの角をちょこっと借りてそこに打ち付けさせてもらうような場合もあります。そういう1個10万円って今おっしゃったけど、それほどかかるのかどうかというのはもう少し精査していただきたいというふうに思います。今日はすぐやるということにはなりません、これは調査事項として、本当に予算的に難しいのなら、幾らの予算がかかるから難しいという具体的でなければいけないと思いますので、それは調査する課題として検討いただくということではいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の防犯灯のことですが、予算がどうだとか、それで安全性をないがしろにするとかいうつもりは全くないわけですが、それで、当然のことながら学校統合があろうとあるまいと、例えば生徒、児童の通学の安全性を高める、確保するというのは最も大切なことだというふうに思っておりますし、教育委員会もそれをないがしろにしようと思っているわけじゃございませんので、今回、学校統合となるとバス通学をする生徒が多くなるということは事実でございます。そこで、バス停に全て防犯灯をつけよというようなことではなくて、きちんとその防犯灯でなければ本当に安全性が確保できないところがどのくらいあるんかということは、まだきちんとその精査はできていないと思います。

そこで、今、事前の策とすれば、それはそれぞれの通学生に防犯懐中電灯ですか、LED電灯を持たすということは、これも一つの対策ではあると思うんですね。それともう一つは、どうしてもこの地区には防犯灯がなければ安全確保できないというところがあれば、それを否定するものではないと思いますが。通学路に防犯灯をつけるんだということが前提の話になると、今後ずっと、さっきも教育長さんから答弁がありました、その都度その都度ずっと防犯灯をつけ続けるというようなことにはどうかなという気が、調べてないからですが、いうことになるんではないかと思っておるところでございます。

ですから、例えばある程度明るさがあって、そしてなおかつLEDの懐中電灯を持っておれば安全が確保できるよということもあるんじゃないかと思っておりますし、また、どのようにしてもやっぱり防犯灯でなければ本当の安全が確保できないということがあれば、それはそれとしてまたその次の対策を考えればというふうに思っております。どうも画一的にバス停には全部防犯灯をつけるんだと。既についとるとこもたくさんあるんじゃないかと思っておりますし、またバス停でなくても、バス停の前後に防犯灯なり明かりがあるということもたくさんあるんじゃないかと思っております

んで、そのように今質問事項がバス停には防犯灯をつけるんだ、なおかつ通学路には防犯灯をつけて歩くんだということですから、それはやるとすごい大変だというふうに思うわけですが。きちんと精査してみて、子供たちが今後どこで降りてどこへ通学するという所で、どうしても防犯灯でなければならないというようなどこがあれば、それはそれでまた柔軟に考えていただけたらというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今の町長の答弁で、一応、教育委員会としてもそういう立場でやるということですが。だけど、その教育委員会は先ほどから、支柱を立てることを前提に防犯灯という問題を論じているとしたら、先ほど言ったように、それ1本10万円なんていう見積りはどうなんだと。箇所によってはそんなにはかからんと。そういう意味で、予算上どれぐらい必要なのかという事も、どこにどれぐらい必要で、それが子供たちがいなくなったらそれをどうするのかなんていうのも、それはどうでもそこに要らないんなら、あるいは自治会がそれはうちらはもらえんよと、電気代払うの高いんじゃけもらえんよというときはどうするのかとか、そういういろんな問題はあると思うんですよね、話し合いのことでしていけば。それは具体的に検討していくということで、LEDを持たせていうのも私否定しませんが。ただ、今、子供たちは非常に荷物重たいんですよね、中学生になると。まあ、そこは分かりませんが、そういう点で検討していただくということで、一言答弁いただければいいと思うのですが。そのことをちょっと求めて、次のことも一緒に質問します。

先にPCR検査のことについて。大島でも実施をするということですが。県によると9月下旬から10月の初めぐらいまでにこれはやっていくと、14か所についてですね。ということですが、本町としてはどれぐらいの時期を考えているのか。それから、どこでというのは言いにくいかも分かりませんが、言える範囲で、どういう形でどこで行うのか。言える範囲まで教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、防犯灯でなければならない所はどこなのか。私たちの大ざっぱな案でしたから、電柱を立てるという状況になりましたけど、ここは本当に電柱じゃなくてはいけないのか。そういう点も少し精査してみたいと思います。将来的には、子供さんがいなくなったときの防犯灯はどうするかというのは、また次の課題だろうと思います。調べてみたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 本町で設置をいたしますPCR検査センターのまず時期ということですが、先ほど町長の答弁のほうにあったと思いますけれども、9月下旬から10月の初旬

にかけて設置をする予定としております。

場所につきましては、これまで柳井圏域で2回、大島郡医師会と3回協議をする中で、場所については申し上げられないということになっております。非公表ということになっておりますので、今回公表することは控えさせていただきたいと思いますが。一応、町内で1か所、週2回ということまで公表させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そのほか、1日にどれくらいまで検査が可能なのかとか、どういう方法、血液検査なのか、唾液の検査なのかとか、プレハブ建てなのか、ドライブスルーなのかとか、その辺はどこまで公表できますか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） まず、検査の数ということでございますが、通常できる可能性というのが、ずっと検査をするわけではございませんので、予約体制で検査をしてまいりますので、件数に今制限はしていませんが、大体、各圏域マックス1日あたり6から10という数字だというふうに私は伺っております。

その方法でございますが、原則として、このPCR検査というのはどうしても患者さんと接触をいたします。幾ら気をつけていても接触をするということで、感染リスクが検査をする側にもあるということになりますので、感染リスクを徹底的に低減をするという対応したいというふうに思っております。現段階では、原則として唾液による検査。どうしても唾液等で高齢者の場合は唾液が出にくいとかいろんなことがございますが、そういったときは咽頭拭いといってインフルと一緒にという対応も、もしかするとあるかも分かりませんが、原則は唾液による検査をしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最後に、町民の方々への広報方法と申しますか、周知方法は、タイムスケジュール的なものも含めていつ頃からどういう方法で広報していくのか、その辺を伺います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 既に県のほうは14市町で設置をするということは公表をしておりますので、そういった形での公表になりますけれども、先ほど申しましたように、当面、場所については公表いたしませんので、どこどこでやりますとかそういった形での公表はいたしません。ですから、あくまでもかかりつけ医からの紹介で検査をしていくと。今までお医者さんにかかりつけ医にかかっても、保健所へかかりつけ医が連絡をして保健所からの指示で検査を行っ

ていた。今度はかかりつけ医が保健所へ回す、重篤者の場合は保健所へ回します。しかし、どちらか微妙だなというような患者さんに対しては、これは地域外来・検査センターで検査をするというような形になっていくだろうというふうに想定をしておりますので、そういう形でかかりつけ医の紹介でもって対応をしていくと。そして、かかりつけ医が予約をして、そして検査をしていくという形になりますので、直接的に町民の皆さんどこでやりますというような広報はしないつもりでおりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ちょっと、それでどういうことになるのか、ちょっと何ちゅうか、想定がしにくいところがあります。

あと医療関係者、介護関係者とか、保育園、学校、そういう関係者に対する定期的な検査というのは、何かお考えがあるのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 私は、まず最初に申し上げておきたいのは、砂田議員さんが医療や介護従事者等感染リスクの高い人に対して、定期的にPCR検査を実施すべきだというふうに質問書の中でお書きになっている。この意見は、私は正しい意見だろうというふうにまず理解をしております。そして、近い将来におきまして、多分ですが、季節性のインフルエンザの検査と同様に、全ての医療機関で、多分、PCR検査をしなければならない時期というのも、多分、来るんだろうというふうにも思っております。

先ほど申し上げたんですが、PCR検査というのはどうしても感染リスクがあるということでございますので、検査を拡大をしていくというのは非常に大切な話ではあるんですが、やはり、その感染リスクを徹底的に低減していかないといけないということも、当然、あります。

それから、もう1つ大事な話がありまして、本町は感染者が発生をしていない町であります。ですから仮に、町内の医療機関等々で感染者が発生をしたということになりますと、まず大変な風評被害、人権侵害等々があつて、医療機関もその対象になってしまうということがございます。そして、ある意味、その医療機関にとっては非常にそれが、いわゆる死活問題にもつながるような大きな、多分、問題にもなるんだろうというふうに私は思っております。よって、やはりきちんとした検査体制がまずできるということ。

それから、当然なんですが、特効薬やワクチン等々が確立をされるという段階までは、やはり感染リスクを徹底的に低減をしながら、郡医師会と協力をしながら、実際に感染が拡大をした段階では、この地域外来検査センターもいわゆる対象者、先ほど6人から10人ぐらいだろうというようなお話を申し上げたんですが、それでは、当然、対応できないということも想定されます

ので、これも拡大をしなければならぬであろうというふうに思っております。

逆の意味でいうと、今、本町で感染者が出ていないときに、いわゆる先ほどありましたように、医療機関や介護従事者、それから学校の先生や保育所や妊婦さん等々のこれからの検査の在り方というのを実はもう協議はしておるんですが、これからどんどん進めていかなければいけないのではないかなというふうに私は感じているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあ、最後に、米軍機のことについて伺います。

予想どおりの答弁ではあるんですが、町長にまず伺うのは、F A—1 8ホーネット、F A—1 8は、スーパーホーネットとホーネットという2種類ありますが、このスーパーがついていないホーネットというのは、もうかなり古いということで、そのホーネットのいろんな弱点を補うためにスーパーがついたホーネットが数年前にできたわけです。

さらに、このF—3 5というのは、もう日本もね、もうこの高いジェット機を何機も買うって本当に無駄なことだなと思いますが、最初に言ったとおり、1機1機のジェット機は、町長は更新といいます、更新にもね、予算を削減するために縮小する更新もあれば、逆に、今回のように最新鋭のものに代える更新もあると。更新ちゅうのは、新しくするちゅうことですから、どちらも新しくするんじゃないけど、殊、軍事的な基地について、新しくするのにわざわざ弱くするなんていう基地はあるわけじゃないですよ。それは、何を見るかというたら、米軍がどういうことを考えているか、どんな作戦を練っているのか、何のためにF—3 5というジェット機を岩国に持ってくるのか。F—3 5を持っている部隊は世界で3つあって、そのうちの2つが岩国に来るというわけですから、岩国にあるわけですから、それを増強するんですから、よほどのことなんですよこれは。そこを見なければね、ただの更新だなんていうのはもう通用しないと思いますよね。

町長は、町長はといいますか、この基地の拡張をずっと主張してきた人たちは全く同じ主張をしているわけですが、いつも外交上、防衛上、これは必要だということを言います。じゃあ、外交上、防衛上、米軍は何を考えているのかと。こういうこと、見ないわけにいかんですよ。ただ本当に米軍が本当に日本を守ってくれるんじゃないかという、とんでもない勘違いをすると、それは大間違いだと思います。

米軍は、あまり長くなりますが、つまり、中国も今、南シナ海なんかでね、軍事的な動きをしているというのは、本当中国もいけないと思いますが、米軍は、第一列島線という線をつくって、日本列島から沖縄本島、それから台湾とフィリピンの間を通過して南シナ海に行くまでの第一列島線というのを勝手に引いて、その中に、その中に中国のいろんな艦船やら何やら押し込めようという作戦。フォースデザイン2030という。そのために今いろんなことをしているわけで、今

伊江島にその模擬的な訓練場所をつくって、これはね、どういう作戦かという、飛び石作戦とって、今の沖縄からずっと南シナ海に至るまでの島嶼部を、比較的狭いところを占領して、そこにボンと海兵隊が行って、F-35が着陸できる比較的短い滑走路と、それからオスプレイ、オスプレイが着陸して、そこで作戦を展開できる、つまり、戦争ができる。その辺をもう占領してしまえば、次のところへ行ってまた島嶼部を占領して、どんどん第一列島線の中へそういう展開をさせるという飛び石作戦というのをやるんだという。もうこれは、米海軍ニュースというところで動画にもなっていると。そこに自衛隊も一緒に作戦をしていくと。その先頭になっているのが第3海兵遠征軍、つまり岩国における海兵隊の司令部が沖縄にある第3海兵遠征軍となっているので、その第3海兵遠征軍がそういう作戦を担っている。だから、短い距離でスッと飛び上がるジェット機が必要だし、もう武器やら燃料やら使ってしまったら、すぐシューと下りるものが便利だと。日本のヘリ空母ですか、今ヘリ空母をF-35が着陸して燃料も補給できるようなものにもう作り代えているそうですが、そういうものも動員するんじゃないかともいわれている。そういう日本の、これね、日本はあまり関係ないですよ。日本そのものも戦場になることを想定してこれはつくっているわけですから、日本の防衛どころじゃなくて、米軍がおることによって日本が戦場になる危険性さえある。そういう作戦を本当はもっと長いんですが、はしょって、ということですよ。そういうことのためにこのF-35を岩国に配備して、伊江島なんかでそういう訓練場みたいなをつくっているそうですから、そういうところで訓練をするんじゃないかといわれていると。つまりね、その外交上云々、防衛上云々とおっしゃいますけれども、そこをね、やはり防衛とは何の縁もない中国との戦争に日本が自然に巻き込まれてしまうような、そういう作戦の中で、この岩国への4機、F-35を4機増えるということになってしまうと思うんですが、町長はそういう観点からの防衛上、外交上の必要性を感じますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 何か岸先生が新たに防衛大臣になられるそうですから、岸先生にお答えいただくほうが明確な答弁が得られるんじゃないかと思いますが。あれですね、任務とか役割とかについて照会をかけておりますが、部隊の任務とか役割はどのようなものかということについて今の機種更新についてもあると思いますが、機種更新の前後で、例えば、任務とか役割が異なるかどうかというようなことですが、今の砂田議員さんが非常に具体的などういいますかね、精査なことがお話がありましたが、私たちは、このように今回のFA-18からF-35への機種更新については、まさにその機種を更新するという。さっき言われましたように、FA-18からFA-18スーパーホーネットになった。これについても、当然ながら、ホーネットとスーパーホーネットの違いは何かちゅう質問もしたことがありますが、ターボがついたと単純に言われました。ターボがついたら、当然、性能は、当然、上がるんだろうというふ

うな理解もしましたし。もう1つは、ターボがついたことによって騒音がどうなるんだということもいろいろお尋ねしたこと、検証したこともありますし、そういうこともありますし、今回のF-18、さらにFA-18、FA-18スーパーホーネットから今度はF-35へというのは、当然ながら、だんだん機種も新しいものができますし、当然、機体も古くなる、そして新しい機種に代わっていくというところの一環ではあるというふうに思っています。

当然ながら、FA-18スーパーホーネットがずっと続くじゃなくて、当然、新しい機種がどんどん開発されておるわけですから、それについて、F-35のBのほうはその能力が高いということからして、機種を更新するという事ではないかと思えます。

もう1点、機種更新は、日米同盟の抑止力を強化して、日本及びアジア太平洋地域の安定に寄与するものだというふうな国のほうからは回答、答弁を頂いています。

この機種更新についても、既にもう平成29年の機種更新が行われておりますので、これと同様だということでありまして、やはり米国のアジア太平洋地域注視の政策の一環であるということと、1つは、米国のどういいますかね、約束事、公約の中の一つ、これを示すものであるというふうに聞いております。

そこをそういたしますと、今回の機種更新でF-35Bの任務とか役割とかというのは、これまでと変わらないものだというふうに今認識をしておるといふ国の答弁でありますので、私たちがそういうふうに理解をしておるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） これにて、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。次の会議は、明日9月17日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時00分散会
